

参照条文集

・民法	2 頁
・民事執行法	8 頁
・破産法	8 頁
・民事再生法	9 頁
・民事保全法	9 頁
・地方自治法	9 頁
・地方自治法施行令	16 頁
・国の債権の管理等に関する法律	19 頁
・国の債権の管理等に関する法律施行令	21 頁
・地方税法	22 頁
・地方税法施行令	26 頁
・地方公務員法	26 頁
・国民健康保険法	27 頁
・介護保険法	28 頁
・道路法	29 頁
・補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律	29 頁
・広島県補助金交付規則	34 頁
・広島県高等学校等奨学金貸付条例	42 頁
・広島県高等学校等奨学金貸付条例施行規則	46 頁
・広島市債権管理事務取扱規則	51 頁
・江戸川区の私債権の管理に関する条例	63 頁
・江戸川区の私債権の管理に関する条例施行規則	66 頁
・参考判例	68 頁

民法

(基本原則)

- 第1条** 私権は、公共の福祉に適合しなければならない。
- 2 権利の行使及び義務の履行は、信義に従い誠実に行わなければならない。
 - 3 権利の濫用は、これを許さない。

(隔地者に対する意思表示)

- 第97条** 隔地者に対する意思表示は、その通知が相手方に到達した時からその効力を生ずる。
- 2 隔地者に対する意思表示は、表意者が通知を発した後に死亡し、又は行為能力を喪失したときであっても、そのためにその効力を妨げられない。

(期限の利益の喪失)

- 第137条** 次に掲げる場合には、債務者は、期限の利益を主張することができない。
1. 債務者が破産手続開始の決定を受けたとき。
 2. 債務者が担保を滅失させ、損傷させ、又は減少させたとき。
 3. 債務者が担保を供する義務を負う場合において、これを供しないとき。

(時効の効力)

- 第144条** 時効の効力は、その起算日にさかのぼる。

(時効の援用)

- 第145条** 時効は、当事者が援用しなければ、裁判所がこれによって裁判をすることができない。

(時効の利益の放棄)

- 第146条** 時効の利益は、あらかじめ放棄することができない。

(時効の中断事由)

- 第147条** 時効は、次に掲げる事由によって中断する。
1. 請求
 2. 差押え、仮差押え又は仮処分
 3. 承認

(時効の中断の効力が及ぶ者の範囲)

- 第148条** 前条の規定による時効の中断は、その中断の事由が生じた当事者及びその承継

人の間においてのみ、その効力を有する。

(裁判上の請求)

第 149 条 裁判上の請求は、訴えの却下又は取下げの場合には、時効の中断の効力を生じない。

(支払督促)

第 150 条 支払督促は、債権者が民事訴訟法第 392 条に規定する期間内に仮執行の宣言の申立てをしないことによりその効力を失うときは、時効の中断の効力を生じない。

(和解及び調停の申立て)

第 151 条 和解の申立て又は民事調停法(昭和 26 年法律第 222 号)若しくは家事審判法(昭和 22 年法律第 152 号)による調停の申立ては、相手方が出頭せず、又は和解若しくは調停が調わないときは、1 箇月以内に訴えを提起しなければ、時効の中断の効力を生じない。

(破産手続参加等)

第 152 条 破産手続参加、再生手続参加又は更生手続参加は、債権者がその届出を取り下げ、又はその届出が却下されたときは、時効の中断の効力を生じない。

(催告)

第 153 条 催告は、6 箇月以内に、裁判上の請求、支払督促の申立て、和解の申立て、民事調停法若しくは家事審判法による調停の申立て、破産手続参加、再生手続参加、更生手続参加、差押え、仮差押え又は仮処分をしなければ、時効の中断の効力を生じない。

(差押え、仮差押え及び仮処分)

第 154 条 差押え、仮差押え及び仮処分は、権利者の請求により又は法律の規定に従わないことにより取り消されたときは、時効の中断の効力を生じない。

第 155 条 差押え、仮差押え及び仮処分は、時効の利益を受ける者に対してしないときは、その者に通知をした後でなければ、時効の中断の効力を生じない。

(承認)

第 156 条 時効の中断の効力を生ずべき承認をするには、相手方の権利についての処分につき行為能力又は権限があることを要しない。

(中断後の時効の進行)

第 157 条 中断した時効は、その中断の事由が終了した時から、新たにその進行を始める。

- 2 裁判上の請求によって中断した時効は、裁判が確定した時から、新たにその進行を始める。

(消滅時効の進行等)

第 166 条 消滅時効は、権利を行使することができる時から進行する。

- 2 省略

(債権等の消滅時効)

第 167 条 債権は、10 年間行使しないときは、消滅する。

- 2 債権又は所有権以外の財産権は、20 年間行使しないときは、消滅する。

(定期給付債権の短期消滅時効)

第 169 条 年又はこれより短い時期によって定めた金銭その他の物の給付を目的とする債権は、5 年間行使しないときは、消滅する。

1. 医師、助産師又は薬剤師の診療、助産又は調剤に関する債権
2. 工事の設計、施工又は監理を業とする者の工事に関する債権

(3 年の短期消滅時効)

第 170 条 次に掲げる債権は、3 年間行使しないときは、消滅する。ただし、第 2 号に掲げる債権の時効は、同号の工事が終了した時から起算する。

1. 医師、助産師又は薬剤師の診療、助産又は調剤に関する債権
2. 工事の設計、施工又は監理を業とする者の工事に関する債権

第 171 条 弁護士又は弁護士法人は事件が終了した時から、公証人はその職務を執行した時から 3 年を経過したときは、その職務に関して受け取った書類について、その責任を免れる。

(2 年の短期消滅時効)

第 172 条 弁護士、弁護士法人又は公証人の職務に関する債権は、その原因となった事件が終了した時から 2 年間行使しないときは、消滅する。

- 2 前項の規定にかかわらず、同項の事件中の各事項が終了した時から 5 年を経過したときは、同項の期間内であっても、その事項に関する債権は、消滅する。

第 173 条 次に掲げる債権は、2 年間行使しないときは、消滅する。

1. 生産者、卸売商人又は小売商人が売却した産物又は商品の代価に係る債権
2. 自己の技能を用い、注文を受けて、物を製作し又は自己の仕事場で他人のために仕事をするを業とする者の仕事に関する債権
3. 学芸又は技能の教育を行う者が生徒の教育、衣食又は寄宿の代価について有する債権

(1 年の短期消滅時効)

第 174 条 次に掲げる債権は、1 年間行使しないときは、消滅する。

1. 月又はこれより短い時期によって定めた使用人の給料に係る債権
2. 自己の労力の提供又は演芸を業とする者の報酬又はその供給した物の代価に係る債権
3. 運送賃に係る債権
4. 旅館、料理店、飲食店、貸席又は娯楽場の宿泊料、飲食料、席料、入場料、消費物の代価又は立替金に係る債権
5. 動産の損料に係る債権

(判決で確定した権利の消滅時効)

第 174 条の 2 確定判決によって確定した権利については、10 年より短い時効期間の定めがあるものであっても、その時効期間は、10 年とする。裁判上の和解、調停その他確定判決と同一の効力を有するものによって確定した権利についても、同様とする。

- 2 前項の規定は、確定の時に弁済期の到来していない債権については、適用しない。

(法定利率)

第 404 条 利息を生ずべき債権について別段の意思表示がないときは、その利率は、年五分とする。

(履行期と履行遅滞)

第 412 条 債務の履行について確定期限があるときは、債務者は、その期限の到来した時から遅滞の責任を負う。

- 2 債務の履行について不確定期限があるときは、債務者は、その期限の到来したことを知った時から遅滞の責任を負う。
- 3 債務の履行について期限を定めなかったときは、債務者は、履行の請求を受けた時から遅滞の責任を負う。

(金銭債務の特則)

第 419 条 金銭の給付を目的とする債務の不履行については、その損害賠償の額は、法定利率によって定める。ただし、約定利率が法定利率を超えるときは、約定利率による。

2 前項の損害賠償については、債権者は、損害の証明をすることを要しない。

(債権者代位権)

第 423 条 債権者は、自己の債権を保全するため、債務者に属する権利を行使することができる。ただし、債務者の一身に専属する権利は、この限りでない。

2 債権者は、その債権の期限が到来しない間は、裁判上の代位によらなければ、前項の権利を行使することができない。ただし、保存行為は、この限りでない。

(詐害行為取消権)

第 424 条 債権者は、債務者が債権者を害することを知ってした法律行為の取消しを裁判所に請求することができる。ただし、その行為によって利益を受けた者又は転得者がその行為又は転得の時において債権者を害すべき事実を知らなかったときは、この限りでない。

2 前項の規定は、財産権を目的としない法律行為については、適用しない。

第 446 条 保証人は、主たる債務者がその債務を履行しないときに、その履行をする責任を負う。

2 保証契約は、書面でなければ、その効力を生じない。

3 保証契約がその内容を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）によってされたときは、その保証契約は、書面によってされたものとみなして、前項の規定を適用する。

(保証債務の範囲)

第 447 条 保証債務は、主たる債務に関する利息、違約金、損害賠償その他その債務に従たるすべてのものを包含する。

2 保証人は、その保証債務についてのみ、違約金又は損害賠償の額を約定することができる。

(保証人の要件)

第 450 条 債務者が保証人を立てる義務を負う場合には、その保証人は、次に掲げる要件

を具備する者でなければならない。

1. 行為能力者であること。
2. 弁済をする資力を有すること。
- 2 保証人が前項第2号に掲げる要件を欠くに至ったときは、債権者は、同項各号に掲げる要件を具備する者をもってこれに代えることを請求することができる。
- 3 前2項の規定は、債権者が保証人を指名した場合には、適用しない。

(債権証書の返還請求)

第487条 債権に関する証書がある場合において、弁済をした者が全部の弁済をしたときは、その証書の返還を請求することができる。

(消費貸借)

第587条 消費貸借は、当事者の一方が種類、品質及び数量の同じ物をもって返還することを約して相手方から金銭その他の物を受け取ることによって、その効力を生ずる。

(和解)

第695条 和解は、当事者が互いに譲歩をしてその間に存する争いをやめることを約することによって、その効力を生ずる。

(事務管理)

第697条 義務なく他人のために事務の管理を始めた者（以下この章において「管理者」という。）は、その事務の性質に従い、最も本人の利益に適合する方法によって、その事務の管理（以下「事務管理」という。）をしなければならない。

- 2 管理者は、本人の意思を知っているとき、又はこれを推知することができるときは、その意思に従って事務管理をしなければならない。

(管理者による費用の償還請求等)

第702条 管理者は、本人のために有益な費用を支出したときは、本人に対し、その償還を請求することができる。

- 2 第六百五十条第二項の規定は、管理者が本人のために有益な債務を負担した場合について準用する。
- 3 管理者が本人の意思に反して事務管理をしたときは、本人が現に利益を受けている限度においてのみ、前二項の規定を適用する。

(期限前の債務等の弁済)

第 930 条 限定承認者は、弁済期に至らない債権であっても、前条の規定に従って弁済をしなければならない。

2 条件付きの債権又は存続期間の不確定な債権は、家庭裁判所が選任した鑑定人の評価に従って弁済をしなければならない。

民事執行法

(債務名義)

第 22 条 強制執行は、次に掲げるもの（以下「債務名義」という。）により行う。

- 一 確定判決
- 二 仮執行の宣言を付した判決
- 三 抗告によらなければ不服を申し立てることができない裁判（確定しなければその効力を生じない裁判にあつては、確定したものに限る。）
 - 三の二 仮執行の宣言を付した損害賠償命令
- 四 仮執行の宣言を付した支払督促
 - 四の二 訴訟費用若しくは和解の費用の負担の額を定める裁判所書記官の処分又は第四十二条第四項に規定する執行費用及び返還すべき金銭の額を定める裁判所書記官の処分（後者の処分にあつては、確定したものに限る。）
- 五 金銭の一定の額の支払又はその他の代替物若しくは有価証券の一定の数量の給付を目的とする請求について公証人が作成した公正証書で、債務者が直ちに強制執行に服する旨の陳述が記載されているもの（以下「執行証書」という。）
- 六 確定した執行判決のある外国裁判所の判決
 - 六の二 確定した執行決定のある仲裁判断
- 七 確定判決と同一の効力を有するもの（第三号に掲げる裁判を除く。）

(配当要求)

第 51 条 第二十五条の規定により強制執行を実施することができる債務名義の正本（以下「執行力のある債務名義の正本」という。）を有する債権者、強制競売の開始決定に係る差押えの登記後に登記された仮差押債権者及び第百八十一条第一項各号に掲げる文書により一般の先取特権を有することを証明した債権者は、配当要求をすることができる。

2 配当要求を却下する裁判に対しては、執行抗告をすることができる。

破産法

(破産債権の届出)

第 111 条 破産手続に参加しようとする破産債権者は、第三十一条第一項第一号又は第三項の規定により定められた破産債権の届出をすべき期間（以下「債権届出期間」という。）内に、次に掲げる事項を裁判所に届け出なければならない。

一 各破産債権の額及び原因

以下、省略

民事再生法

(届出)

第 94 条 再生手続に参加しようとする再生債権者は、第三十四条第一項の規定により定められた再生債権の届出をすべき期間（以下「債権届出期間」という。）内に、各債権について、その内容及び原因、約定劣後再生債権であるときはその旨、議決権の額その他最高裁判所規則で定める事項を裁判所に届け出なければならない。

2 省略

民事保全法

(保全命令の担保)

第 14 条 保全命令は、担保を立てさせて、若しくは相当と認める一定の期間内に担保を立てることを保全執行の実施の条件として、又は担保を立てさせないで発することができる。

2 前項の担保を立てる場合において、遅滞なく第 4 条第 1 項の供託所に供託することが困難な事由があるときは、裁判所の許可を得て、債権者の住所地又は事務所の所在地その他裁判所が相当と認める地を管轄する地方裁判所の管轄区域内の供託所に供託することができる。

地方自治法

第 2 条

14 地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。

15 地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければならない。

16 地方公共団体は、法令に違反してその事務を処理してはならない。

町村及び特別区は、当該都道府県の条例に違反してその事務を処理してはならない。

17 前項の規定に違反して行った地方公共団体の行為は、これを無効とする。

第 14 条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第 2 条第 2 項の事務に関し、条例を制定することができる。

2 普通地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない。

3 普通地方公共団体は、法令に特別の定めがあるものを除くほか、その条例中に、条例に違反した者に対し、2 年以下の懲役若しくは禁錮、100 万円以下の罰金、拘留、科料若しくは没収の刑又は 5 万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

第 96 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

1～9 省略

10. 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、権利を放棄すること。

11. 省略

12. 普通地方公共団体はその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決（行政事件訴訟法第 3 条第 2 項に規定する処分又は同条第 3 項に規定する裁決をいう。以下本号、第 105 条の 2、第 192 条及び第 199 条の 3 第 3 項において同じ。）に係る同法第 11 条第 1 項（同法第 38 条第 1 項（同法第 43 条第 2 項において準用する場合を含む。）又は同法第 43 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定による普通地方公共団体を被告とする訴訟（以下本号、第 105 条の 2、第 192 条及び第 199 条の 3 第 3 項において「普通地方公共団体を被告とする訴訟」という。）に係るものを除く。）、和解（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決に係る普通地方公共団体を被告とする訴訟に係るものを除く。）、斡旋、調停及び仲裁に関すること。

13～15 省略

2 省略

第 98 条 普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の事務（自治事務にあつては労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるものを除き、法定受託事務にあつては国の安全を害するおそれがあることその他の事由により議会の検査の対象とすることが適当でないものとして政令で定めるものを除く。）に関する書類及び計算書を検閲し、当該普通地方公共団体の長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会又は監査委員その他法律に基づく委員会又は委員の報告を請求して、当該事務の管理、議決の執行及び出納を検査することができる。

2 省略

第 179 条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第 113 条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。

- 2 議会の決定すべき事件に関しては、前項の例による。
- 3 前 2 項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

第 180 条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分することができる。

- 2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

第 199 条 監査委員は、普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び普通地方公共団体の経営に係る事業の管理を監査する。

(2 項以下 略)

第 223 条 普通地方公共団体は、法律の定めるところにより、地方税を賦課徴収することができる。

第 224 条 普通地方公共団体は、政令で定める場合を除くほか、数人又は普通地方公共団体の一部に対し利益のある事件に関し、その必要な費用に充てるため、当該事件により特に利益を受ける者から、その受益の限度において、分担金を徴収することができる。

第 225 条 普通地方公共団体は、第 238 条の 4 第 7 項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

第 226 条 市町村は、第 238 条の 6 の規定による公有財産の使用につき使用料を徴収することができるほか、同条第 2 項の規定により使用の許可を受けた者から加入金を徴収することができる。

第 227 条 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。

第 228 条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。この場合において、手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務（以下本項において「標準事務」という。）について手数料を徴収する場合においては、当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるものにつき、政令で定める金額の手数を徴収することを標準として条例を定めなければならない。

- 2 分担金、使用料、加入金及び手数料の徴収に関しては、次項に定めるものを除くほか、条例で5万円以下の過料を科する規定を設けることができる。
- 3 詐欺その他不正の行為により、分担金、使用料、加入金又は手数料の徴収を免れた者については、条例でその徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料を科する規定を設けることができる。

（歳入の収入の方法）

第 231 条 普通地方公共団体の歳入を収入するときは、政令の定めるところにより、これを調定し、納入義務者に対して納入の通知をしなければならない。

（督促、滞納処分等）

第 231 条の 3

- 1 分担金、使用料、加入金、手数料及び過料その他の普通地方公共団体の歳入を納期限までに納付しない者があるときは、普通地方公共団体の長は、期限を指定してこれを督促しなければならない。
- 2 普通地方公共団体の長は、前項の歳入について同項の規定による督促をした場合においては、条例の定めるところにより、手数料及び延滞金を徴収することができる。
- 3 普通地方公共団体の長は、分担金、加入金、過料又は法律で定める使用料その他の普通地方公共団体の歳入につき第一項の規定による督促を受けた者が同項の規定により指定された期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、当該歳入並びに当該歳入に係る前項の手数料及び延滞金について、地方税の滞納処分の例により処分することができる。この場合におけるこれらの徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。
- 4 第一項の歳入並びに第二項の手数料及び延滞金の還付並びにこれらの徴収金の

- 徴収又は還付に関する書類の送達及び公示送達については、地方税の例による。
- 5 普通地方公共団体の長以外の機関がした前四項の規定による処分についての審査請求は、普通地方公共団体の長が処分庁の直近上級行政庁でない場合においても、当該普通地方公共団体の長に対してするものとする。
 - 6 第一項から第四項までの規定による処分についての審査請求又は異議申立てに関する行政不服審査法第十四条第一項 本文又は第四十五条 の期間は、当該処分を受けた日の翌日から起算して三十日以内とする。
 - 7 普通地方公共団体の長は、第一項から第四項までの規定による処分についての審査請求又は異議申立てがあつたときは、議会に諮問してこれを決定しなければならない。
 - 8 議会は、前項の規定による諮問があつた日から二十日以内に意見を述べなければならない。
 - 9 第七項の審査請求又は異議申立てに対する裁決又は決定を受けた後でなければ、第一項から第四項までの規定による処分については、裁判所に出訴することができない。
 - 10 第三項の規定による処分中差押物件の公売は、その処分が確定するまで執行を停止する。
 - 11 第三項の規定による処分は、当該普通地方公共団体の区域外においても、また、これを行うことができる。

(寄附又は補助)

第 232 条の 2 普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。

(金銭債権の消滅時効)

第 236 条 金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利は、時効に関し他の法律に定めがあるものを除くほか、五年間これを行なわないときは、時効により消滅する。普通地方公共団体に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。

- 2 金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利の時効による消滅については、法律に特別の定めがある場合を除くほか、時効の援用を要せず、また、その利益を放棄することができないものとする。普通地方公共団体に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。
- 3 金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利について、消滅時効の中断、停止その他の事項（前項に規定する事項を除く。）に関し、適用すべき法律の規定がないときは、民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定を準用する。普通

地方公共団体に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。

- 4 法令の規定により普通地方公共団体がする納入の通知及び督促は、民法第一百五十三条（前項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、時効中断の効力を有する。

（財産の管理及び処分）

第 237 条 この法律において「財産」とは、公有財産、物品及び債権並びに基金をいう。

2 項以下 略

（旧慣による公有財産の使用）

第 238 条の 6 旧来の慣行により市町村の住民中特に公有財産を使用する権利を有する者があるときは、その旧慣による。その旧慣を変更し、又は廃止しようとするときは、市町村の議会の議決を経なければならない。

- 2 前項の公有財産をあらたに使用しようとする者があるときは、市町村長は、議会の議決を経て、これを許可することができる。

（債権）

第 240 条

- 1 この章において「債権」とは、金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利をいう。
- 2 普通地方公共団体の長は、債権について、政令の定めるところにより、その督促、強制執行その他その保全及び取立てに関し必要な措置をとらなければならない。
- 3 普通地方公共団体の長は、債権について、政令の定めるところにより、その徴収停止、履行期限の延長又は当該債権に係る債務の免除をすることができる。
- 4 前二項の規定は、次の各号に掲げる債権については、これを適用しない。
 - 一 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定に基づく徴収金に係る債権
 - 二 過料に係る債権
 - 三 証券に化体されている債権（社債等登録法（昭和十七年法律第十一号）又は国債に関する法律（明治三十九年法律第三十四号）の規定により登録されたもの及び社債等の振替に関する法律の規定により振替口座簿に記載され、又は記録されたものを含む。）
 - 四 預金に係る債権
 - 五 歳入歳出外現金となるべき金銭の給付を目的とする債権

六 寄附金に係る債権

七 基金に属する債権

(住民監査請求)

第242条 普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある（当該行為がなされることが相当の確実さをもつて予測される場合を含む。）と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実（以下「怠る事実」という。）があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によつて当該普通地方公共団体のこうむつた損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる。

(2項以下 略)

第242条の2 普通地方公共団体の住民は、前条第一項の規定による請求をした場合において、同条第四項の規定による監査委員の監査の結果若しくは勧告若しくは同条第九項の規定による普通地方公共団体の議会、長その他の執行機関若しくは職員の措置に不服があるとき、又は監査委員が同条第四項の規定による監査若しくは勧告を同条第五項の期間内に行わないとき、若しくは議会、長その他の執行機関若しくは職員が同条第九項の規定による措置を講じないときは、裁判所に対し、同条第一項の請求に係る違法な行為又は怠る事実につき、訴えをもつて次に掲げる請求をすることができる。

- 一 当該執行機関又は職員に対する当該行為の全部又は一部の差止めの請求
- 二 行政処分たる当該行為の取消し又は無効確認の請求
- 三 当該執行機関又は職員に対する当該怠る事実の違法確認の請求
- 四 当該職員又は当該行為若しくは怠る事実に係る相手方に損害賠償又は不当利得返還の請求をすることを当該普通地方公共団体の執行機関又は職員に対して求める請求。ただし、当該職員又は当該行為若しくは怠る事実に係る相手方が第二百四十三条の二第三項の規定による賠償の命令の対象となる者である場合にあつては、当該賠償の命令をすることを求める請求

附則

第6条 他の法律で定めるもののほか、第二百三十一条の三第三項に規定する法律で定める使用料その他の普通地方公共団体の歳入は、次に掲げる普通地方公共団体の歳入とする。

- 一 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）の規定により徴収すべき入港料その他の料金，占用料，土砂採取料，過怠金その他の金銭
- 二 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）の規定により土地改良事業の施行に伴い徴収すべき清算金，仮清算金その他の金銭
- 三 下水道法（昭和三十二年法律第七十九号）第十八条から第二十条まで（第二十五条の十において第十八条及び第十八条の二を準用する場合を含む。）の規定により徴収すべき損傷負担金，汚濁原因者負担金，工事負担金及び使用料
- 四 漁港漁場整備法（昭和二十五年法律百三十七号）第三十五条，第三十九条の二第十項又は第三十九条の五の規定により徴収すべき漁港の利用の対価，負担金，土砂採取料，占用料及び過怠金

地方自治法施行令

（歳入の調定及び納入の通知）

- 第154条** 地方自治法第231条の規定による歳入の調定は、当該歳入について、所属年度、歳入科目、納入すべき金額、納入義務者等を誤っていないかどうかその他法令又は契約に違反する事実がないかどうかを調査してこれをしなければならない。
- 2 普通地方公共団体の歳入を収入するときは、地方交付税，地方譲与税，補助金，地方債，滞納処分費その他その性質上納入の通知を必要としない歳入を除き，納入の通知をしなければならない。
 - 3 前項の規定による納入の通知は、所属年度、歳入科目、納入すべき金額、納期限、納入場所及び納入の請求の事由を記載した納入通知書でこれをしなければならない。ただし、その性質上納入通知書によりがたい歳入については、口頭、掲示その他の方法によってこれを行うことができる。

（督促）

- 第171条** 普通地方公共団体の長は、債権（地方自治法第231条の3第1項に規定する歳入に係る債権を除く。）について、履行期限までに履行しない者があるときは、期限を指定してこれを督促しなければならない。

（強制執行等）

- 第171条の2** 普通地方公共団体の長は、債権（地方自治法第231条の3第3項に規定する歳入に係る債権（以下「強制徴収により徴収する債権」という。）を除く。）

について、地方自治法第231条の3第1項又は前条の規定による督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。ただし、第171条の5の措置をとる場合又は第171条の6の規定により履行期限を延長する場合その他特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

1. 担保の付されている債権（保証人の保証がある債権を含む。）については、当該債権の内容に従い、その担保を処分し、若しくは競売その他の担保権の実行の手続をとり、又は保証人に対して履行を請求すること。
2. 債務名義のある債権（次号の措置により債務名義を取得したものを含む。）については、強制執行の手続をとること。
3. 前2号に該当しない債権（第1号に該当する債権で同号の措置をとつてなお履行されないものを含む。）については、訴訟手続（非訟事件の手続を含む。）により履行を請求すること。

（履行期限の繰上げ）

第171条の3 普通地方公共団体の長は、債権について履行期限を繰り上げることができる理由が生じたときは、遅滞なく、債務者に対し、履行期限を繰り上げる旨の通知をしなければならない。ただし、第171条の6第1項各号の一に該当する場合その他特に支障があると認める場合は、この限りでない。

（債権の申出等）

第171条の4 普通地方公共団体の長は、債権について、債務者が強制執行又は破産手続開始の決定を受けたこと等を知った場合において、法令の規定により当該普通地方公共団体が債権者として配当の要求その他債権の申出をすることができるときは、直ちに、そのための措置をとらなければならない。

2 前項に規定するもののほか、普通地方公共団体の長は、債権を保全するため必要があると認めるときは、債務者に対し、担保の提供（保証人の保証を含む。）を求め、又は仮差押え若しくは仮処分の手続をとる等必要な措置をとらなければならない。

（徴収停止）

第171条の5 普通地方公共団体の長は、債権（強制徴収により徴収する債権を除く。）で履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていないものについて、次の各号の一に該当し、これを履行させることが著しく困難又は不適当であると認めるときは、以後その保全及び取立てをしないことができる。

1. 法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが

全くなく、かつ、差し押えることができる財産の価額が強制執行の費用をこえないと認められるとき。

2. 債務者の所在が不明であり、かつ、差し押えることができる財産の価額が強制執行の費用をこえないと認められるときその他これに類するとき。
3. 債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき。

(履行延期の特約等)

第 171 条の 6 普通地方公共団体の長は、債権（強制徴収により徴収する債権を除く。）について、次の各号の一に該当する場合においては、その履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合において、当該債権の金額を適宜分割して履行期限を定めることを妨げない。

1. 債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき。
 2. 債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるとき。
 3. 債務者について災害、盗難その他の事故が生じたことにより、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であるため、履行期限を延長することがやむを得ないと認められるとき。
 4. 損害賠償金又は不当利得による返還金に係る債権について、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、弁済につき特に誠意を有すると認められるとき。
 5. 貸付金に係る債権について、債務者が当該貸付金の使途に従つて第三者に貸付けを行なった場合において、当該第三者に対する貸付金に関し、第 1 号から第 3 号までの一に該当する理由があることその他特別の事情により、当該第三者に対する貸付金の回収が著しく困難であるため、当該債務者がその債務の全部を一時に履行することが困難であるとき。
- 2** 普通地方公共団体の長は、履行期限後においても、前項の規定により履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合においては、既に発生した履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金（次条において「損害賠償金等」という。）に係る債権は、徴収すべきものとする。

(免除)

第 171 条の 7 普通地方公共団体の長は、前条の規定により債務者が無資力又はこれに近い状態にあるため履行延期の特約又は処分をした債権について、当初の履行期限（当初の履行期限後に履行延期の特約又は処分をした場合は、最初に履行延期の特約又は処分をした日）から 10 年を経過した後において、なお、債

務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができる見込みがないと認められるときは、当該債権及びこれに係る損害賠償金等を免除することができる。

2 前項の規定は、前条第1項第5号に掲げる理由により履行延期の特約をした貸付金に係る債権で、同号に規定する第三者が無資力又はこれに近い状態にあることに基づいて当該履行延期の特約をしたものについて準用する。この場合における免除については、債務者が当該第三者に対する貸付金について免除することを条件としなければならない。

3 前2項の免除をする場合については、普通地方公共団体の議会の議決は、これを要しない。

国の債権の管理等に関する法律

(定義)

第2条 この法律において「国の債権」又は「債権」とは、金銭の給付を目的とする国の権利をいう。

2 この法律において「債権の管理に関する事務」とは、国の債権について、債権者として行うべき保全、取立、内容の変更及び消滅に関する事務のうち次に掲げるもの以外のものをいう。

(管理の基準)

第10条 債権の管理に関する事務は、法令の定めるところに従い、債権の発生原因及び内容に応じて、財政上もつとも国の利益に適合するように処理しなければならない。

(帳簿への記載)

第11条 歳入徴収官等は、その所掌に属すべき債権が発生し、又は国に帰属したとき（政令で定める債権については、政令で定めるとき）は、政令で定める場合を除き、遅滞なく、債務者の住所及び氏名、債権金額並びに履行期限その他政令で定める事項を調査し、確認の上、これを帳簿に記載し、又は記録しなければならない。当該確認に係る事項について変更があつた場合も、また同様とする。

2 歳入徴収官等は、前項に規定するもののほか、政令で定めるところにより、その所掌に属する債権の管理に関する事務の処理につき必要な事項を帳簿に記載し、又は記録しなければならない。

(履行延期の特約等をするすることができる場合)

第24条 歳入徴収官等は、その所掌に属する債権（国税徴収又は国税滞納処分の例によ

つて徴収する債権その他政令で定める債権を除く。) について、他の法律に基く場合のほか、次の各号の一に該当する場合に限り、政令で定めるところにより、その履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合において、当該債権の金額を適宜分割して履行期限を定めることを妨げない。

- 一 債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき。
- 二 債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるとき。

三 以下省略

- 2 歳入徴収官等は、履行期限後においても、前項の規定により履行期限を延長する特約又は処分（以下「履行延期の特約等」という。）をすることができる。この場合においては、既に発生した延滞金（履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金をいう。以下同じ。）に係る債権は、徴収すべきものとする。
- 3 歳入徴収官等は、その所掌に属する債権で分割して弁済させることとなつていものにつき履行延期の特約等をする場合において、特に必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該履行期限後に弁済することとなつている金額に係る履行期限をもあわせて延長することとすることができる。

(履行期限を延長する期間)

第 25 条 歳入徴収官等は、履行延期の特約等をする場合には、履行期限（履行期限後に履行延期の特約等をする場合には、当該履行延期の特約等をする日）から五年（前条第一項第一号又は第六号に該当する場合には、十年）以内において、その延長に係る履行期限を定めなければならない。ただし、さらに履行延期の特約等をすることを妨げない。

(履行延期の特約等に係る措置)

第 26 条 歳入徴収官等は、その所掌に属する債権について履行延期の特約等をする場合には、政令で定めるところにより、担保を提供させ、かつ、利息を附するものとする。ただし、第二十四条第一項第一号に該当する場合、当該債権が第三十三条第三項に規定する債権に該当する場合その他政令で定める場合には、政令で定めるところにより、担保の提供を免除し、又は利息を附さないことができる。

- 2 歳入徴収官等は、その所掌に属する債権（債務名義のあるものを除く。）について履行延期の特約等をする場合には、政令で定める場合を除き、当該債権について債務名義を取得するため必要な措置をとらなければならない。

(履行延期の特約等に附する条件)

第 27 条 歳入徴収官等は、履行延期の特約等をする場合には、次に掲げる趣旨の条件を附するものとする。

- 一 当該債権の保全上必要があるときは、債務者又は保証人に対し、その業務又は資産の状況に関して、質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めること。
- 二 次の場合には、当該債権の全部又は一部について、当該延長に係る履行期限を繰り上げることができること。
 - イ 債務者が国の不利益にその財産を隠し、そこない、若しくは処分したとき、若しくはこれらのおそれがあると認められるとき、又は虚偽に債務を負担する行為をしたとき。
 - ロ 当該債権の金額を分割して履行期限を延長する場合において、債務者が分割された弁済金額についての履行を怠つたとき。
 - ハ 第十七条各号の一に掲げる理由が生じたとき。
 - ニ 債務者が第一号の条件その他の当該履行延期の特約等に附された条件に従わないとき。
 - ホ その他債務者の資力の状況その他の事情の変化により当該延長に係る履行期限によることが不適當となつたと認められるとき。

国の債権の管理等に関する法律施行令

(調査、確認及び記帳を要する事項)

第 10 条 法第十一条第一項 に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 債権の発生原因
- 二 債権の発生年度
- 三 債権の種類
- 四 利率その他利息に関する事項
- 五 延滞金に関する事項
- 六 債務者の資産又は業務の状況に関する事項
- 七 担保（保証人の保証を含む。以下同じ。）に関する事項
- 八 解除条件
- 九 その他各省各庁の長が定める事項

(2 項以下 略)

地方税法

(用語)

第 1 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

6. 納税通知書 納税者が納付すべき地方税について、その賦課の根拠となった法律及び当該地方団体の条例の規定、納税者の住所及び氏名、課税標準額、税率、税額、納期、各納期における納付額、納付の場所並びに納期限までに税金を納付しなかつた場合において執られるべき措置及び賦課に不服がある場合における救済の方法を記載した文書で当該地方団体が作成するものをいう。
7. 普通徴収 徴税吏員が納税通知書を当該納税者に交付することによって地方税を徴収することをいう。

(納付又は納入の告知)

第13条 地方団体の長は、納税者又は特別徴収義務者から地方団体の徴収金（滞納処分費を除く。）を徴収しようとするときは、これらの者に対し、文書により納付又は納入の告知をしなければならない。この場合においては、当該文書には、この法律に特別の定がある場合のほか、その納付又は納入すべき金額、納付又は納入の期限及び納付又は納入の場所その他必要な事項を記載するものとする。

2 省略

(繰上徴収)

第 13 条の 2 地方団体の長は、次の各号のいずれかに該当するときは、既に納付又は納入の義務の確定した地方団体の徴収金（第三号に該当する場合においては、その納付し、又は納入する義務が信託財産責任負担債務であるものを除く。）でその納期限においてその全額を徴収することができないと認められるもの限り、その納期限前においても、その繰上徴収をすることができる。

- 一 納税者又は特別徴収義務者の財産につき滞納処分（その例による処分を含む。）、強制執行、担保権の実行としての競売、企業担保権の実行手続又は破産手続（以下「強制換価手続」という。）が開始されたとき（仮登記担保契約に関する法律（昭和五十三年法律第七十八号）第二条第一項（同法第二十条において準用する場合を含む。）の規定による通知がされたときを含む。）。
- 二 納税者又は特別徴収義務者につき相続があつた場合において、相続人が限定承認をしたとき。
- 三 法人である納税者又は特別徴収義務者が解散したとき。

- 四 その納付し、又は納入する義務が信託財産責任負担債務である地方団体の徴収金に係る信託が終了したとき（信託法第百六十三条第五号に掲げる事由によつて終了したときを除く。）。
 - 五 納税者又は特別徴収義務者が納税管理人を定めないで当該地方団体の区域内に住所、居所、事務所又は事業所を有しないこととなるとき（納税管理人を定めることを要しない場合を除く。）。
 - 六 納税者又は特別徴収義務者が不正に地方団体の徴収金の賦課徴収を免れ、若しくは免れようとし、又は地方団体の徴収金の還付を受け、若しくは受けようとしたと認められたとき。
- 2 省略
 - 3 地方団体の長は、第一項の規定により繰上徴収をしようとするときは、その旨を納税者又は特別徴収義務者に告知しなければならない。この場合において、すでに納付又は納入の告知をしているときは、納期限の変更を告知しなければならない。

(滞納処分の停止の要件等)

- 第15条の7** 地方団体の長は、滞納者につき次の各号の一に該当する事実があると認めるときは、滞納処分の執行を停止することができる。
- 一 滞納処分をすることができる財産がないとき。
 - 二 滞納処分をすることによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき。
 - 三 その所在及び滞納処分をすることができる財産がともに不明であるとき。
- 2 地方団体の長は、前項の規定により滞納処分の執行を停止したときは、その旨を滞納者に通知しなければならない。
 - 3 地方団体の長は、第一項第二号の規定により滞納処分の執行を停止した場合において、その停止に係る地方団体の徴収金について差し押えた財産があるときは、その差押を解除しなければならない。
 - 4 第一項の規定により滞納処分の執行を停止した地方団体の徴収金を納付し、又は納入する義務は、その執行の停止が三年間継続したときは、消滅する。
 - 5 省略

(担保の徴取)

- 第16条** 地方団体の長は、第十五条又は第十五条の五の規定により徴収を猶予し、又は差押財産の換価を猶予する場合には、その猶予に係る金額に相当する担保で次に掲げ

るものを徴さなければならない。ただし、その猶予に係る金額が五十万円以下である場合又は担保を徴することができない特別の事情がある場合は、この限りでない。

- 一 国債及び地方債
 - 二 地方団体の長が确实と認める社債（特別の法律により設立された法人が発行する債券を含む。）その他の有価証券
 - 三 土地
 - 四 保険に付した建物、立木、船舶、航空機、自動車及び建設機械
 - 五 鉄道財団、工場財団、鉱業財団、軌道財団、運河財団、漁業財団、港湾運送事業財団、道路交通事業財団及び観光施設財団
 - 六 地方団体の長が确实と認める保証人の保証
- 3 地方団体の長は、第一項の規定により担保を徴した場合において、担保財産の価額若しくは保証人の資力の減少その他の理由により猶予に係る金額の納付若しくは納入を担保することができないと認めるとき、又は第十五条の二第二項若しくは第十五条の五第二項の規定により差押を解除したときは、納税者又は特別徴収義務者に対し、増担保の提供、保証人の変更その他担保を確保するため必要な行為を求めることができる。

（時効の中断及び停止）

第18条の2 地方税の徴収権の時効は、次の各号に掲げる処分に係る部分の地方団体の徴収金につき、その処分の効力が生じた時に中断し、当該各号に定める期間を経過した時から更に進行する。

- 一 納付又は納入に関する告知 その告知に指定された納付又は納入に関する期限までの期間
- 二 督促 督促状又は督促のための納付若しくは納入の催告書を発した日から起算して十日を経過した日（同日前に第十三条の二第一項各号の一に該当する事実が生じた場合において、差押えがされた場合には、そのされた日）までの期間
- 三 交付要求 その交付要求がされている期間（この法律においてその例によるものとされる国税徴収法第八十二条第二項の規定による通知がされていない期間があるときは、その期間を除く。）

（書類の送達）

第20条

- 1～3 省略
- 4 通常の手続きによる郵便又は信書便によって第一項に規定する書類を送付した場

合には、この法律に特別の定めがある場合を除き、その郵便物又は民間事業者による信書の送達に関する法律第二条第三項に規定する信書便物（第二十条の五の三において「信書便物」という。）は、通常到達すべきであつた時に送達があつたものと推定する。

5 省略

(秘密漏えいに関する罪)

第 22 条 地方税に関する調査（不服申立てに係る事件の審理のための調査及び地方税の犯罪事件の調査を含む。）若しくは租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和 44 年法律第 46 号）の規定に基づいて行う情報の提供のための調査に関する事務又は地方税の徴収に関する事務に従事している者又は従事していた者は、これらの事務に関して知り得た秘密を漏らし、又は窃用した場合においては、2 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。

(法人の道府県民税に係る督促)

第 66 条 法人の道府県民税の納税者が納期限（第五十五条の規定による更正又は決定があつた場合においては、不足税額の納期限をいい、納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。以下法人の道府県民税について同じ。）までに法人の道府県民税に係る地方団体の徴収金を完納しない場合においては、道府県の徴税吏員は、納期限後二十日以内に、督促状を発しなければならない。ただし、繰上徴収をする場合においては、この限りでない。

2 以下 省略

(市町村民税に係る滞納処分)

第 331 条 市町村民税に係る滞納者が次の各号の一に該当するときは、市町村の徴税吏員は、当該市町村民税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押えなければならない。

- 一 滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して十日を経過した日までにその督促に係る市町村民税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。
 - 二 滞納者が繰上徴収に係る告知により指定された納期限までに市町村民税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。
- 2 第二次納税義務者又は保証人について前項の規定を適用する場合には、同項第一号中「督促状」とあるのは、「納付又は納入の催告書」とする。
 - 3 市町村民税に係る地方団体の徴収金の納期限後第一項第一号に規定する十日を経過した日までに、督促を受けた滞納者につき第十三条の二第一項各号の一

に該当する事実が生じたときは、市町村の徴税吏員は、直ちにその財産を差し押えることができる。

- 4 滞納者の財産につき強制換価手続が行われた場合には、市町村の徴税吏員は、執行機関（破産法第百十四条第一号 に掲げる請求権に係る市町村民税に係る地方団体の徴収金の交付要求を行う場合には、その交付要求に係る破産事件を取り扱う裁判所）に対し、滞納に係る市町村民税に係る地方団体の徴収金につき、交付要求をしなければならない。
- 5 市町村の徴税吏員は、第一項から第三項までの規定により差押をすることができる場合において、滞納者の財産で国税徴収法第八十六条第一項 各号に掲げるものにつき、すでに他の地方団体の徴収金若しくは国税の滞納処分又はこれらの滞納処分の例による処分による差押がされているときは、当該財産についての交付要求は、参加差押によりすることができる。
- 6 前各項に定めるものその他市町村民税に係る地方団体の徴収金の滞納処分については、国税徴収法 に規定する滞納処分の例による。
- 7 前各項の規定による処分は、当該市町村の区域外においても行うことができる。

地方税法施行令

(繰上徴収の告知の手続)

- 第6条の2の3** 法第十三条の二第三項 の規定による告知は、同条第一項 の規定により繰上徴収をする旨を法第十三条第一項 の文書に記載してしなければならない。ただし、すでに納付又は納入の告知をしている場合及び納付又は納入の告知をすることを要しない場合には、納期限を変更する旨を記載した文書でなければならない。

地方公務員法

(懲戒)

- 第29条** 職員が次の各号の一に該当する場合には、これに対し懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。
- 1 この法律若しくは第57条に規定する特例を定めた法律又はこれに基く条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合
 - 2 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
 - 3 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあつた場合

(法令等及び上司の職務上の命令に従う義務)

第 32 条 職員は、その職務を遂行するに当って、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。

(秘密を守る義務)

第 34 条 職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

2 法令による証人、鑑定人等となり、職務上の秘密に属する事項を発表する場合には、任命権者（退職者については、その退職した職又はこれに相当する職に係る任命権者）の許可を受けなければならない。

3 前項の許可は、法律に特別の定がある場合を除く外、拒むことができない。

(罰則)

第六十条 左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

二 第三十四条第一項又は第二項の規定（第九条の二第十二項において準用する場合を含む。）に違反して秘密を漏らした者

国民健康保険法

(不正利得の徴収等)

第 65 条 偽りその他不正の行為によつて保険給付を受けた者があるときは、市町村及び組合は、その者からその給付の価額の全部又は一部を徴収することができる。

2 前項の場合において、保険医療機関において診療に従事する保険医又は健康保険法第八十八条第一項に規定する主治の医師が、市町村又は組合に提出されるべき診断書に虚偽の記載をしたため、その保険給付が行われたものであるときは、市町村又は組合は、当該保険医又は主治の医師に対し、保険給付を受けた者に連帯して前項の徴収金を納付すべきことを命ずることができる。

3 市町村及び組合は、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者が偽りその他不正の行為によつて療養の給付に関する費用の支払又は第五十二条第三項（第五十二条の二第三項及び第五十三条第三項において準用する場合を含む。）若しくは第五十四条の二第五項の規定による支払を受けたときは、当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者に対し、その支払った額につき返還させるほか、その返還させる額に百分の四十を乗じて得た額を支払わせることができる。

4 都道府県は、市町村からの委託を受けて、市町村が前項の規定により保険医療機関等又は指定訪問看護事業者から返還させ、及び支払わせる額の徴収又は収納

の事務のうち広域的な対応が必要なもの又は専門性の高いものを行うことができる。

(滞納処分)

第 79 条の 2 市町村が徴収する保険料その他この法律の規定による徴収金は、地方自治法第二百三十一条の三第三項 に規定する法律で定める歳入とする。

介護保険法

(不正利得の徴収等)

- 第 22 条** 偽りその他不正の行為によって保険給付を受けた者があるときは、市町村は、その者からその給付の価額の全部又は一部を徴収することができるほか、当該偽りその他不正の行為によって受けた保険給付が第五十一条の三第一項の規定による特定入所者介護サービス費の支給、第五十一条の四第一項の規定による特例特定入所者介護サービス費の支給、第六十一条の三第一項の規定による特定入所者介護予防サービス費の支給又は第六十一条の四第一項の規定による特例特定入所者介護予防サービス費の支給であるときは、市町村は、厚生労働大臣の定める基準により、その者から当該偽りその他不正の行為によって支給を受けた額の百分の二百に相当する額以下の金額を徴収することができる。
- 2 前項に規定する場合において、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション若しくは短期入所療養介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護又は介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション若しくは介護予防短期入所療養介護についてその治療の必要の程度につき診断する医師その他居宅サービス若しくはこれに相当するサービス、地域密着型サービス若しくはこれに相当するサービス、施設サービス又は介護予防サービス若しくはこれに相当するサービスに従事する医師又は歯科医師が、市町村に提出されるべき診断書に虚偽の記載をしたため、その保険給付が行われたものであるときは、市町村は、当該医師又は歯科医師に対し、保険給付を受けた者に連帯して同項の徴収金を納付すべきことを命ずることができる。
- 3 市町村は、第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者、第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービス事業者、第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者、第五十四条の二第一項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者又は第五十八条第一項に規定する指定介護予防支援事業者（以下この項において「指定居宅サービス事業者等」という。）が、偽りその他不正の行為により第四十一条第六項、第四十二条の二第六項、第四十六条第四項、第四十八条第四

項、第五十一条の三第四項、第五十三条第四項、第五十四条の二第六項、第五十八条第四項又は第六十一条の三第四項の規定による支払を受けたときは、当該指定居宅サービス事業者等から、その支払った額につき返還させるべき額を徴収するほか、その返還させるべき額に百分の四十を乗じて得た額を徴収することができる。

(滞納処分)

第 144 条 市町村が徴収する保険料その他この法律の規定による徴収金は、地方自治法第二百三十一条の三第三項 に規定する法律で定める歳入とする。

道路法

(占用料の徴収)

第 39 条 道路管理者は、道路の占用につき占用料を徴収することができる。ただし、道路の占用が国の行う事業で政令で定めるもの及び地方公共団体の行う事業で地方財政法（昭和 23 年法律第 109 号）第 6 条に規定する公営企業以外のものに係る場合においては、この限りでない。

2 前項の規定による占用料の額及び徴収方法は、道路管理者である地方公共団体の条例（指定区間内の国道にあつては、政令）で定める。但し、条例で定める場合においては、第 35 条に規定する事業及び全国にわたる事業で政令で定めるものについては、政令で定める基準の範囲をこえてはならない。

(負担金等の強制徴収)

第 73 条

1～2 省略

3 第一項の規定による督促を受けた者がその指定する期限までにその納付すべき金額を納付しない場合においては、道路管理者は、国税滞納処分の例により、前 2 項に規定する負担金等並びに手数料及び延滞金を徴収することができる。この場合における負担金等並びに手数料及び延滞金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律

(この法律の目的)

第 1 条 この法律は、補助金等の交付の申請、決定等に関する事項その他補助金等に係る予算の執行に関する基本的事項を規定することにより、補助金等の交付の不正な申請及び補助金等の不正な使用の防止その他補助金等に係る予算の執行並びに補助金等の

交付の決定の適正化を図ることを目的とする。

(補助金等の交付の申請)

第5条 補助金等の交付の申請（契約の申込を含む。以下同じ。）をしようとする者は、政令で定めるところにより、補助事業等の目的及び内容、補助事業等に要する経費その他必要な事項を記載した申請書に各省各庁の長が定める書類を添え、各省各庁の長に対しその定める時期までに提出しなければならない。

(補助金等の交付の決定)

第6条 各省各庁の長は、補助金等の交付の申請があつたときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請に係る補助金等の交付が法令及び予算で定めるところに違反しないかどうか、補助事業等の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤がないかどうか等を調査し、補助金等を交付すべきものと認めるときは、すみやかに補助金等の交付の決定（契約の承諾の決定を含む。以下同じ。）をしなければならない。

2～4 省略

(補助金等の交付の条件)

第7条 各省各庁の長は、補助金等の交付の決定をする場合において、法令及び予算で定める補助金等の交付の目的を達成するため必要があるときは、次に掲げる事項につき条件を附するものとする。

1. 補助事業等に要する経費の配分の変更（各省各庁の長に定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、各省各庁の長の承認を受けなければならないこと。
2. 補助事業等を行うため締結する契約に関する事項その他補助事業等に要する経費の使用方法に関する事項
3. 補助事業等の内容の変更（各省各庁の長の定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、各省各庁の長の承認を受けなければならないこと。
4. 補助事業等を中止し、又は廃止する場合においては、各省各庁の長の承認を受けなければならないこと。
5. 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合においては、すみやかに各省各庁の長に報告してその指示を受けなければならないこと。

2～4 省略

(決定の通知)

第8条 各省各庁の長は、補助金等の交付の決定をしたときは、すみやかにその決定の内容

及びこれに条件を付した場合にはその条件を補助金等の交付の申請をした者に通知しなければならない。

(補助事業等及び間接補助事業等の遂行)

第 11 条 補助事業者等は、法令の定並びに補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件その他法令に基く各省各庁の長の処分に従い、善良な管理者の注意をもつて補助事業等を行わなければならない、いやしくも補助金等の他の用途への使用（利子補給金にあつては、その交付の目的となつている融資又は利子の軽減をしないことにより、補助金等の交付の目的に反してその交付を受けたことになることをいう。以下同じ。）をしてはならない。

2 間接補助事業者等は、法令の定及び間接補助金等の交付又は融通の目的に従い、善良な管理者の注意をもつて間接補助事業等を行わなければならない、いやしくも間接補助金等の他の用途への使用（利子の軽減を目的とする第 2 条第 4 項第 1 号の給付金にあつては、その交付の目的となつている融資又は利子の軽減をしないことにより間接補助金等の交付の目的に反してその交付を受けたことになることをいい、同項第 2 号の資金にあつては、その融通の目的に従つて使用しないことにより不当に利子の軽減を受けたことになることをいう。以下同じ。）をしてはならない。

(状況報告)

第 12 条 補助事業者等は、各省各庁の長の定めるところにより、補助事業等の遂行の状況に関し、各省各庁の長に報告しなければならない。

(補助事業等の遂行等の命令)

第 13 条 各省各庁の長は、補助事業者等が提出する報告等により、その者の補助事業等が補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件に従つて遂行されていないと認めるときはその者に対し、これらに従つて当該補助事業等を遂行すべきことを命ずることができる。

2 各省各庁の長は、補助事業者等が前項の命令に違反したときは、その者に対し、当該補助事業等の遂行の一時停止を命ずることができる。

(実績報告)

第 14 条 補助事業者等は、各省各庁の長の定めるところにより、補助事業等が完了したとき（補助事業等の廃止の承認を受けたときを含む。）は、補助事業等の成果を記載した補助事業等実績報告書に各省各庁の長の定める書類を添えて各省各庁の長に報告しなければならない。補助金等の交付の決定に係る国の会計年度が終了した場合も、また同様とする。

(補助金等の額の確定等)

第 15 条 各省各庁の長は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者等に通知しなければならない。

(是正のための措置)

第 16 条 各省各庁の長は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業等につき、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者等に対して命ずることができる。

2 第 14 条の規定は、前項の規定による命令に従って行う補助事業等について準用する。

(決定の取消)

第 17 条 各省各庁の長は、補助事業者等が、補助金等の他の用途への使用をし、その他補助事業等に関して補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件その他法令又はこれに基く各省各庁の長の処分に違反したときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2～4 省略

(補助金等の返還)

第 18 条 各省各庁の長は、補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消に係る部分に関し、すでに補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

2 各省各庁の長は、補助事業者等に交付すべき補助金等の額を確定した場合において、すでにその額をこえる補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

3 各省各庁の長は、第 1 項の返還の命令に係る補助金等の交付の決定の取消が前条第 2 項の規定によるものである場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、政令で定めるところにより、返還の期限を延長し、又は返還の命令の全部若しくは一部を取り消すことができる。

(加算金及び延滞金)

第 19 条 補助事業者等は、第 17 条第 1 項の規定又はこれに準ずる他の法律の規定による処分に関し、補助金等の返還を命ぜられたときは、政令で定めるところにより、その命令に係る補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金等の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した加算額を国に納付しなければならない。

2 補助事業者等は、補助金等の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかつたときは、政令で定めるところにより、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を国に納付しなければならない。

3 省略

(他の補助金等の一時停止等)

第 20 条 各省各庁の長は、補助事業者等が補助金等の返還を命ぜられ、当該補助金等、加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して、同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺することができる。

(徴収)

第 21 条 各省各庁の長が返還を命じた補助金等又はこれに係る加算金若しくは延滞金は、国税滞納処分の例により、徴収することができる。

2 前項の補助金等又は加算金若しくは延滞金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

(理由の提示)

第 21 条の 2 各省各庁の長は、補助金等の交付の決定の取消し、補助事業等の遂行若しくは一時停止の命令又は補助事業等の是正のための措置の命令をするときは、当該補助事業者等に対してその理由を示さなければならない。

(立入検査等)

第 23 条 各省各庁の長は、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者等若しくは間接補助事業者等に対して報告をさせ、又は当該職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の要求があるときは、これを提示しなければならない。

- 3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(行政手続法の適用除外)

第24条の2 補助金等の交付に関する各省各庁の長の処分については、行政手続法（平成5年法律第88号）第2章及び第3章の規定は、適用しない。

(不服の申出)

第25条 補助金等の交付の決定、補助金等の交付の決定の取消、補助金等の返還の命令その他補助金等の交付に関する各省各庁の長の処分に対して不服のある地方公共団体（港湾法（昭和25年法律第218号）に基く港湾局を含む。以下同じ。）は、政令で定めるところにより、各省各庁の長に対して不服を申し出ることができる。

- 2 各省各庁の長は、前項の規定による不服の申出があつたときは、不服を申し出た者に意見を述べる機会を与えた上、必要な措置をとり、その旨を不服を申し出た者に対して通知しなければならない。

- 3 前項の措置に不服のある者は、内閣に対して意見を申し出ることができる。

第31条 次の各号の一に該当する者は、3万円以下の罰金に処する。

1. 第13条第2項の規定による命令に違反した者
2. 法令に違反して補助事業等の成果の報告をしなかつた者
3. 第23条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者

広島県補助金交付規則

(目的)

第1条 この規則は、法令、条例又は他の規則に特別の定めがあるもののほか、補助金等の交付の申請、決定等に関する事項その他補助金等に係る予算の執行に関する基本的事項を規定することにより、補助金等に係る予算の執行の適正化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において「補助金等」とは、県が県以外の者に対して交付する次に掲げるものをいう。

- 一 補助金

- 二 利子補給金
 - 三 負担金その他の相当の反対給付を受けない給付金であつて知事が定めるもの
- 2 この規則において「補助事業等」とは、補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。
 - 3 この規則において「補助事業者等」とは、補助事業等を行う者をいう。
 - 4 この規則において「間接補助金等」とは、次に掲げるものをいう。
 - 一 県以外の者が相当の反対給付を受けないで交付する給付金で、補助金等を直接又は間接にその財源の全部又は一部とし、かつ、当該補助金等の交付の目的に従つて交付するもの
 - 二 利子補給金又は利子の軽減を目的とする前号の給付金の交付を受ける者が、その交付の目的に従い、利子を軽減して融通する資金
 - 5 この規則において「間接補助事業等」とは、前項第一号の給付金の交付又は同項第二号の資金の融通の対象となる事務又は事業をいう。
 - 6 この規則において「間接補助事業者等」とは、間接補助事業等を行う者をいう。

(補助金等の交付の申請)

第3条 補助金等の交付の申請をしようとする者は、補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添えて、知事が定める日までに知事に提出しなければならない。

- 一 事業計画書
 - 二 補助事業等に係る収支予算書又はこれに代わる書類
 - 三 工事の施行にあつては、その実施設計書
 - 四 その他知事が必要と認める書類
- 2 前項の規定にかかわらず、知事は、同項に規定する書類のうち必要がないと認めるものについては、その添附を省略させることがある。

(補助金等の交付の決定)

第4条 知事は、補助金等の交付の申請があつたときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その内容を審査し、補助金等を交付すべきものと認めるときは、すみやかに補助金等の交付の決定をするものとする。

- 2 知事は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があると

きは、補助金等の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金等の交付の決定をすることがある。

(補助金等の交付の条件)

第5条 知事は、補助金等の交付の決定をする場合において、補助金等の交付の目的を達成するため必要があるときは、次に掲げる事項につき条件を附するものとする。

- 一 補助事業等に要する経費の配分の変更(知事の定める軽微な変更を除く。)をする場合においては、知事の承認を受けるべきこと。
 - 二 補助事業等の内容の変更(知事の定める軽微な変更を除く。)をする場合においては、知事の承認を受けるべきこと。
 - 三 補助事業等を行うため締結する契約に関する事項その他補助事業等に要する経費の使用方法に関する事項
 - 四 補助事業等を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けるべきこと。
 - 五 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となつた場合においては、すみやかに知事に報告してその指示を受けるべきこと。
- 2 知事は、補助事業等の完了により当該補助事業者等に相当の収益が生ずると認められる場合においては、当該補助金等の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金等の全部又は一部に相当する金額を県に納付すべき旨の条件を附することがある。
- 3 知事は、前二項に定めるもののほか、補助金等の交付の目的を達成するため必要な条件を附することがある。
- 4 補助事業者等は、間接補助金等を交付する場合において、前三項の規定により知事が補助金等の交付の決定に条件を附したときは、間接補助事業者等に対し、これを遵守するために必要な条件を附さなければならない。

(決定の通知)

第6条 知事は、補助金等の交付の決定をしたときは、すみやかにその決定の内容及びこれに条件を附した場合にはその条件を補助金等の交付の申請をした者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第7条 補助金等の交付の申請をした者は、前条の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金等の交付の決定の内容又はこれに附された条件に不服があるときは、知事が定める期日までに申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあつたときは、当該申請に係る補助金等の交付の決定は、なかつたものとみなす。

(事情変更による決定の取消し等)

第8条 知事は、補助金等の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金等の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに附した条件を変更することがある。ただし、補助事業等のうちすでに経過した期間に係る部分については、この限りでない。

2 知事が前項の規定により補助金等の交付の決定を取り消すことができる場合は、次の各号の一に該当する場合とする。

一 天災地変その他補助金等の交付の決定後生じた事情の変更により、補助事業等の全部又は一部を継続する必要がなくなつた場合

二 補助事業者等又は間接補助事業者等が補助事業等又は間接補助事業等を遂行するため必要な土地その他の手段を使用することができないこと、補助事業等又は間接補助事業等に要する経費のうち補助金等又は間接補助金等によつてまかなわれる部分以外の部分を負担することができないことその他の理由により補助事業等又は間接補助事業等を遂行することができない場合（補助事業者等又は間接補助事業者等の責めに帰すべき事情による場合を除く。）

3 知事は、第一項の規定による補助金等の交付の決定の取消しにより特別に必要となつた次に掲げる経費について補助金等を交付することがある。

一 補助事業等に係る機械、器具及び仮設物の撤去その他の残務処理に要する経費

二 補助事業等を行うため締結した契約の解除により必要となつた賠償金の支払に要する経費

4 第六条の規定は、第一項の場合について準用する。

(補助事業等の遂行等)

第9条 補助事業者等は、法令その他の規程（以下「法令等」という。）の

定め並びに補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件その他法令等に基づく知事の処分に従い、善良な管理者の注意をもつて補助事業等を行わなければならない、いやしくも補助金等の他の用途への使用（利子補給金にあつては、その交付の目的となつていゝる融資又は利子の軽減をしないことにより、補助金等の交付の目的に反してその交付を受けたことになることをいう。以下同じ。）をしてはならない。

- 2 補助事業者等は、間接補助事業者等に対し、間接補助金等の交付又は融通の目的に従い、善良な管理者の注意をもつて間接補助事業等が行われるよう必要な措置を講じなければならない。

（状況報告）

- 第10条 補助事業者等は、知事の定めるところにより、補助事業等の遂行の状況に関し、知事に報告しなければならない。ただし、知事が報告することを要しないと認めた場合にあつては、この限りでない。

（補助事業等の遂行等の命令）

- 第11条 知事は、補助事業者等が提出する報告等により、その者の補助事業等が補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件に従つて遂行されていないと認めるときは、その者に対し、これらに従つて当該補助事業等を遂行すべきことを命ずるものとする。
- 2 知事は、補助事業者等が前項の命令に違反したときは、その者に対し、当該補助事業等の遂行の一時停止を命ずるものとする。

（実績報告）

- 第12条 補助事業者等は、知事の定めるところにより、補助事業等が完了したとき（補助事業等の廃止の承認を受けたときを含む。）は、補助事業等の成果を記載した補助事業等実績報告書に知事の定める書類を添えて知事に報告しなければならない。補助金等の交付の決定に係る県の会計年度が終了した場合も、また同様とする。

（補助金等の額の確定等）

- 第13条 知事は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合においては、当該報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補

助金等の額を確定し、当該補助事業者等に通知するものとする。

(是正のための措置)

第14条 知事は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業等につき、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者等に対して命ずることがある。

2 第十二条の規定は、前項の規定による命令に従って行う補助事業等について準用する。

(補助金等の交付)

第15条 知事は、第十三条の規定により補助金等の額を確定したときは、速やかに補助事業者等に対し補助金等を交付するものとする。

(交付の特例)

第16条 知事は、補助金等の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、補助金等を概算払又は前金払により交付することがある。

2 補助事業者等は、前項の規定により補助金等の概算払又は前金払を受けようとするときは、知事の定めるところにより、補助金等概算払(前金払)交付請求書を知事に提出しなければならない。ただし、知事が提出することを要しないと認めた場合にあっては、この限りでない。

(決定の取消し)

第17条 知事は、補助事業者等が、補助金等の他の用途への使用をし、その他補助事業等に関して補助金等の交付の決定の内容又はこれに附した条件その他法令等又はこれに基づく知事の処分に違反したときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

2 知事は、間接補助事業者等が、間接補助金等の他の用途への使用(利子の軽減を目的とする第二条第四項第一号の給付金にあつては、その交付の目的となつている融資又は利子の軽減をしないことにより間接補助金等の交付の目的に反してその交付を受けたことになることをいい、同項第二号の資金にあつては、その融通の目的に従って使用しないことにより不当に利子の軽減を受けたことになるこ

とをいう。)をし、その他間接補助事業等に関して法令等に違反したときは、補助事業者等に対し、当該間接補助金等に係る補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

- 3 前二項の規定は、補助事業等について交付すべき補助金等の額の確定があつた後においても適用があるものとする。
- 4 第六条の規定は、第一項又は第二項の規定による取消しをした場合について準用する。

(補助金等の返還)

第18条 知事は、補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消しに係る部分に関し、すでに補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

- 2 知事は、補助事業者等に交付すべき補助金等の額を確定した場合において、すでにその額をこえる補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。
- 3 知事は、第一項の返還の命令に係る補助金等の交付の決定の取消しが前条第二項の規定によるものである場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、当該補助事業者等の申請により、返還の期限を延長し、又は返還の命令の全部若しくは一部を取り消すことがある。

(加算金及び延滞金)

第19条 補助事業者等は、第十七条第一項の規定に基づく取消しにより、補助金等の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金等の受領の日（補助金等が二回以上に分けて交付されている場合においては、最後の受領の日とし、その日に受領した額が返還すべき額に達しないときは、これに達するまで順次さかのぼりそれぞれ受領した日）から納付の日までの日数に応じ、当該返還を命ぜられた補助金等の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、すでに納付した額を控除した額）につき年十・九五パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

- 2 補助事業者等は、補助金等の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかつたときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、すでに納付した額を控除した額）につき年十・九五パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

- 。
- 3 知事は、前二項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、当該補助事業者等の申請により、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することがある。

(他の補助金等の一時停止等)

第20条 知事は、補助事業者等が補助金等の返還を命ぜられ、当該補助金等、加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して、同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺することがある。

(帳簿等の備付け)

第21条 補助事業者等は、当該補助事業等に関する帳簿及び書類を備え、これを知事が定める期間保存しておかなければならない。

(財産の処分の制限)

第22条 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産で次に掲げるものを、知事の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助事業者等が第五条第二項の規定による条件に基づき補助金等の全部に相当する金額を県に納付した場合又は補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して知事が定める期間を経過した場合は、この限りでない。

- 一 不動産及びその従物
- 二 機械及び重要な器具で、知事が定めるもの
- 三 その他知事が補助金等の交付の目的を達成するため特に必要があると認めて定めるもの

(立入検査等)

第23条 知事は、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者等に対して報告をさせ、又は当該職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることがある。

- 2 前項の職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の要求があるときは、これを提示しなければならない。

(補助金等の交付手続の特例)

第24条 知事は、別に定めるところにより、この規則の規定による手続の一部を併合し、又は省略して補助金等を交付することがある。

(雑則)

第25条 この規則に定めるもののほか、補助金等の交付等に関し必要な事項は、知事が別に定める。

広島県高等学校等奨学金貸付条例

(目的)

第1条 この条例は、高等学校等に在学する者のうち、経済的理由により修学に困難がある者に対し修学上必要な学資金の一部（以下「修学奨学金」という。）を、留学を行う者に対し留学に必要な経費の一部（以下「留学奨学金」という。）を貸し付けることにより、勉学意欲のある者の教育を受ける機会の拡充を図り、もって有為な人材を育成することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 高等学校等 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号。以下「法」という。）第一条に規定する高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）及び高等専門学校、法第七十六条第二項に規定する特別支援学校の高等部並びに法第二百五条第一項に規定する専修学校の高等課程で規則で定めるものをいう。
- 二 奨学金 修学奨学金及び留学奨学金をいう。
- 三 奨学生 この条例による奨学金の貸付けを受ける者をいう。

(奨学生の資格)

第3条 修学奨学金の貸付けを受けることができる者は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

- 一 高等学校等に在学していること。
- 二 貸付けを受ける者が独立して生計を営む場合はその者が、貸付けを受ける者が独立して生計を営まない場合はその者を所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二条第一項第三十三号に規定す

る控除対象配偶者とする者，同項第三十四号に規定する扶養親族とする者その他これらに準じる者として知事が定めるものが，県内に住所を有すること。

三 経済的理由により修学に困難がある者として規則で定める基準に該当するものであること。

四 学習状況が良好であること。

五 独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）による学資貸与金，学資支給金その他同種の資金を他から借り受けて，又は給付されていないこと。

2 留学奨学金の貸付けを受けることができる者は，前項第一号及び第二号に掲げる要件を満たし，かつ，外国の教育施設において，教育を受けるため，二週間以上の期間，留学を行おうとしているもの又は行ったものでなければならない。

（修学奨学金の貸付月額等）

第4条 修学奨学金の貸付月額は，次の表の上欄に掲げる高等学校等に在学する者について，同欄に掲げる通学形態の区分に応じ，それぞれ同表の下欄に定める額とする。

区分		貸付月額
国立及び公立の高等学校等	自宅通学	一八，〇〇〇円
	自宅外通学	二三，〇〇〇円
私立の高等学校等	自宅通学	三〇，〇〇〇円
	自宅外通学	三五，〇〇〇円

2 修学奨学金を貸し付ける期間は，貸付けを開始する月から奨学生が在学する高等学校等の修業年限の終わる月までとする。

3 修学奨学金は，無利息とする。

（留学奨学金の貸付額等）

第4条の2 留学奨学金の貸付額は，次の表の上欄に掲げる留学期間の区分に応じ，それぞれ同表の下欄に定める額（当該額が，留学に必要な経費として知事が認める額から，他から借り受けて，又は給付された留学に係る補助金その他同種の資金の額を差し引いた額を超えるときは，当該差し引いた額）を上限とする。

区分	貸付上限額
----	-------

二週間以上三月未満	二〇〇,〇〇〇円
三月以上	五〇〇,〇〇〇円

- 2 留学奨学金は、一括して貸し付ける。
- 3 前条第三項の規定は、留学奨学金について準用する。

(奨学金の申請及び推薦)

第5条 奨学金の貸付けを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、規則で定める申請書を当該申請者が在学する学校の長を経由して知事に提出しなければならない。

- 2 留学奨学金に係る前項の申請書を留学から帰国した後に提出する場合は、留学から帰国した日の翌日から起算して一月以内に学校の長に提出しなければならない。
- 3 第一項の申請書を受領した学校の長は、当該申請者が第三条第一項各号又は第二項に掲げる要件に適合すると認めるときは、規則で定める推薦調書を当該申請書に添えて知事に送付するものとする。

(保証人)

第6条 申請者は、規則で定めるところにより、保証人を立てなければならない。

- 2 前項の保証人は、奨学金の貸付けを受けた者（以下「借受者」という。）と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、第十条の規定による延滞利息を含むものとする。

(奨学生の決定)

第7条 知事は、第五条の規定により提出された申請書を第三条第一項各号又は第二項に掲げる要件に照らして審査の上、予算の範囲内で、奨学金を貸し付けることが適当と認められる者を奨学生として決定する。

- 2 知事は、前項の規定により奨学生を決定した場合は、申請者に対し、速やかに申請に対する決定の内容を通知する。

(奨学金の打ち切り及び休止)

第8条 知事は、奨学生が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、奨学金の貸付けを打ち切ることができる。

- 一 修学奨学金に係る奨学生にあつては第三条第一項各号のいずれかの要件に、留学奨学金に係る奨学生にあつては同条第二項の要

件に該当しなくなった場合

二 奨学金の貸付けを辞退した場合

三 不正な手続により貸付けを受けた場合

四 貸付けを受ける目的以外の用途に奨学金を使用した場合

五 前各号に掲げる場合のほか、奨学金を貸し付けることが適当でないと知事が認める場合

2 知事は、規則で定めるところにより、奨学金の貸付けを休止することができる。

(償還方法)

第9条 修学奨学金に係る借受者は、当該修学奨学金の貸付けの対象となる期間が満了する月の翌月又は前条第一項の規定により奨学金の貸付けが打ち切られた日の属する月の翌月から起算して六月を経過した後、十年以内の期間において規則で定めるところにより、奨学金を償還しなければならない。

2 留学奨学金に係る借受者は、高等学校等を卒業する月の翌月又は前条第一項の規定により奨学金の貸付けが打ち切られた日の属する月の翌月のいずれか早い月から起算して六月を経過した後、十年以内の期間において規則で定めるところにより、奨学金を償還しなければならない。

3 前二項の規定にかかわらず、借受者は、奨学金の全部又は一部を繰り上げて償還することができる。

4 前三項の規定にかかわらず、知事は、借受者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、貸し付けた奨学金の全部又は一部を繰り上げて償還させることができる。

一 前条第一項第三号又は第四号に該当するとき。

二 第一項及び第二項の規定による奨学金の償還を怠ったとき。

(延滞利息)

第10条 知事は、借受者が正当な理由がなくて奨学金の償還期日までにこれを償還しないときは、当該償還期日の翌日から支払の日までの日数に応じ、その未納額につき年十四・五パーセントの割合で計算した延滞利息を徴収する。

(償還の猶予)

第11条 知事は、災害その他の特別の事由により、借受者が奨学金を償還

することが困難であると認めるときは、その償還を猶予することができる。

(償還の免除)

第12条 知事は、死亡、傷病その他のやむを得ない事由により、借受者が奨学金を償還することができないと認めるときは、償還金の全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

広島県高等学校等奨学金貸付条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、広島県高等学校等奨学金貸付条例（平成十四年広島県条例第五号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(貸付けの対象となる専修学校の高等課程)

第1条の2 条例第二条第一号に規定する規則で定めるものは、次の各号のいずれにも該当する学科が置かれている高等課程とする。

- 一 職業に必要な技術の教授を目的とする学科
- 二 修業年限が二年以上の学科
- 三 授業が年二回を超えない一定の時期に開始され、かつ、その終期が明確に定められている学科

(奨学生の資格)

第2条 条例第三条第一項第三号に規定する規則で定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- 一 その者の生計を維持する者（父及び母又はこれに代わって生計を維持する者をいう。以下同じ。）の年間の全収入額が別に定める基準額以下であること。
 - 二 その者の生計を維持する者の失職、死亡、り災等により、家計状況が悪化していること。
- 2 条例第三条第一項第四号に規定する学習状況が良好であることとは、次の各号のいずれにも該当することとする。
- 一 出席状況が良好であること。

- 二 性行不良でないこと。
- 三 学習意欲があると認められること。

(申請書及び推薦調書)

第3条 条例第五条第一項に規定する規則で定める申請書は、別記様式第一号から別記様式第一号の三までのとおりとする。

- 2 条例第五条第三項に規定する規則で定める推薦調書は、別記様式第二号から別記様式第二号の三までのとおりとする。

(保証人)

第4条 条例第六条第一項の規定により、申請者は、県内に住所を有し、かつ、成年者である保証人を二人（一人は申請者及び他の保証人と生計を同一にする者でないものに限る。）立てなければならない。ただし、知事がやむを得ない事情があると認めるときは、保証人は県内に住所を有することを要しない。

- 2 前項の場合において、申請者が未成年者であるときは、保証人の一人は当該申請者の親権者又は未成年後見人でなければならない。
- 3 知事は、保証人が前二項に規定する要件に該当しなくなつたと認めるときは、その変更を求めることができる。

(選考委員会)

第5条 奨学生の選考の公正を図るため、広島県奨学生選考委員会（次項において「選考委員会」という。）を置く。

- 2 選考委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(奨学生の決定等)

第6条 条例第七条第二項の規定による申請者への通知は、別記様式第三号若しくは別記様式第三号の二の広島県高等学校等奨学金貸付決定通知書（次項において「貸付決定通知書」という。）又は別記様式第四号の広島県高等学校等奨学金貸付不承認決定通知書により、当該申請者が在学する高等学校等の長を経由して行うものとする。

- 2 申請者は、貸付決定通知書を受けたときは、十五日以内に別記様式第五号の誓約書を当該申請者が在学する高等学校等の長を経由して知事に提出しなければならない。
- 3 申請者が特別の事由がなく前項の期間内に誓約書を提出しないときは、奨学生となることを辞退したものとみなす。

(修学奨学金の交付)

第7条 修学奨学金は、口座振替の方法によって毎月当月分を交付する。ただし、特別の事情があるときは、二月分以上を併せて交付することができる。

- 2 前項の規定により交付する修学奨学金の交付の日は、当該修学奨学金を交付する月の二十日とする。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日、日曜日又は土曜日（以下この項において「休日等」という。）に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日等でない日とする。

（留学奨学金の交付）

第7条の2 留学奨学金は、口座振替の方法によって交付する。

（奨学生等の届出事項）

第8条 修学奨学金に係る奨学生が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該奨学生又は当該奨学生に係る保証人は、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。当該保証人が第一号又は第二号に該当することとなったときも同様とする。

- 一 住所、氏名又は勤務先を変更したとき。
 - 二 死亡し、又は住所が不明になったとき。
 - 三 休学、復学、転学又は退学したとき。
 - 四 傷病等による長期の入院、留学等で通学できなくなったとき。
- 2 留学奨学金に係る奨学生が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該奨学生又は当該奨学生に係る保証人は、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。前項後段の規定は、この場合について準用する。
 - 一 住所、氏名又は勤務先を変更したとき。
 - 二 死亡し、又は住所が不明になったとき。
 - 三 退学したとき。
 - 四 留学を中止したとき。
 - 3 前二項の規定による届出は、別記様式第六号から別記様式第九号の二までの奨学生（借受者）異動届並びに別記様式第十号及び別記様式第十一号の保証人異動届により、奨学生が在学する高等学校等の長（奨学生が退学した場合にあっては、当該奨学生が在学していた高等学校等の長）を経由して行うものとする。

（奨学生の資格を証する書類等の提出等）

第9条 修学奨学金に係る奨学生は、知事が必要と認めるときは、第二条第一項各号のいずれかの要件に該当していることを証する書類その他の書類を、別に定めるところにより当該奨学生が在学する高等学校等の長を経由して知事に提出しなければならない。

- 2 修学奨学金に係る奨学生が在学する高等学校等の長は、当該奨学生に係る学習状況その他の事項について、別に定めるところにより知事に報告するものとする。

(奨学金の休止)

第10条 条例第八条第二項の規定により奨学金の貸付けを休止することができる場合及びその場合における休止する期間は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に掲げる期間とする。

- 一 修学奨学金に係る奨学生が休学した場合 休学した日の前日の属する月の翌月から復学した日の属する月の前月まで
- 二 修学奨学金に係る奨学生が進級できなかった場合 進級すべき日の属する月から進級した日の属する月の前月まで
- 三 修学奨学金に係る奨学生が留学した場合 留学した日の前日の属する月の翌月から留学を終了して復学した日の属する月の前月まで

(償還方法等)

第11条 借受者は、条例第九条第一項又は第二項の規定により、これらの規定に規定する六月の据置期間が経過した後、貸付けを受けた奨学金の額（修学奨学金に係る借受者にあつては、貸付期間中に貸付けを受けた奨学金の総額。以下この項において「貸付額」という。）を、次表上欄に掲げる貸付額の区分に依り、それぞれ同表下欄に掲げる年間償還基準額で除して得た数（その数に一未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。ただし、その数が一未満であるときは、これを一とする。）に相当する年数の範囲内で奨学金を償還しなければならない。

(表略)

- 2 借受者は、前項に定める期間において月賦、半年賦又は年賦の方法により奨学金を償還するものとする。ただし、知事の承認を受けて償還方法を変更することができる。
- 3 修学奨学金に係る借受者は、当該高等学校等を卒業するときはその年度の二月末までに、当該修学奨学金の貸付けの対象となる期間が満了したとき（当該高等学校等を卒業するときは除く。）又は条例第八条第一項の規定により奨学金の貸付けが打ち切られたときは速やかに、保証人と連署した別記様式第十二号の奨学金借用証書及び別記様式第十三号の奨学金償還計画書を知事に提出するものとする。
- 4 留学奨学金に係る借受者は、当該留学奨学金の交付を受けたときは速やかに、保証人と連署した別記様式第十二号の奨学金借用証書及び別記様式第十三号の奨学金償還計画書を知事に提出するものとする。
- 5 第二項ただし書の規定により償還方法の変更の承認を受けようとする者は、別記様式第十四号の奨学金償還方法変更申請書により知事に申請しなければならない。

- 6 知事は、前項の規定による償還方法の変更申請を承認したときは、別記様式第十五号の奨学金償還方法変更承認通知書により同項の規定による申請者に通知するものとする。

(督促)

第12条 知事は、借受者が前条第二項の償還金を償還すべき期日までに償還しないときは、別記様式第十六号の督促状により督促するものとする。

(借受者の届出事項)

第13条 第八条第一項（第三号及び第四号を除く。）から第三項までの規定は、借受者に準用する。この場合において、同条第一項及び第二項中「奨学生」とあるのは「借受者」と、同条第三項中「別記様式第六号から別記様式第九号の二まで」とあるのは「別記様式第六号から別記様式第八号まで及び別記様式第九号の二」と、「奨学生が在学する高等学校等の長（奨学生が退学した場合にあっては、当該奨学生が在学していた高等学校等の長）を経由して行うものとする」とあるのは「行うものとする」と読み替えるものとする。

(償還の猶予)

第14条 条例第十一条の規定により償還を猶予することができる場合は、次の各号のいずれかに該当するときとする。

- 一 災害により損害を被ったため償還が困難と認められるとき。
 - 二 長期の傷病等により償還が困難と認められるとき。
 - 三 高等学校等に在学しているとき又は大学等に進学したとき。
 - 四 その他知事が特に必要と認めるとき。
- 2 償還を猶予する期間は、一年以内とする。ただし、償還が猶予された場合において、その猶予期間経過後もなお当該償還を猶予された理由となる事実が継続しているときは、その猶予期間を延長することができる。
- 3 償還の猶予を受けようとする借受者は、別記様式第十七号の奨学金償還猶予申請書にその理由となる事実を証する書類を添えて、知事に申請しなければならない。
- 4 知事は、前項の規定による償還の猶予申請を承認したときは、別記様式第十八号の奨学金償還猶予承認通知書により同項の規定による申請者に通知するものとする。
- 5 第二項ただし書の規定により償還猶予の期間の延長を希望する者は、別記様式第十九号の奨学金償還猶予期間延長申請書にその理由となる事実を証する書類を添えて、知事に申請しなければならない。

- 6 知事は、前項の規定による償還猶予の期間の延長申請を承認したときは、別記様式第二十号の奨学金償還猶予期間延長承認通知書により同項の規定による申請者に通知するものとする。

(償還の免除)

第15条 条例第十二条の規定により償還金の全部又は一部を免除することができる場合は、次の各号のいずれかに該当するときとする。

- 一 借受者が死亡したとき。
 - 二 借受者が心身の障害により、労働能力を喪失し、又は労働能力に高度の制限を受けることとなったとき。
 - 三 その他知事が特に必要と認めるとき。
- 2 償還の免除を受けようとする者は、別記様式第二十一号の奨学金償還免除申請書にその理由となる事実を証する書類を添えて、知事に申請しなければならない。
- 3 知事は、前項の規定による償還の免除申請を承認したときは、別記様式第二十二号の奨学金償還免除承認通知書により同項の規定による申請者に通知するものとする。

(分割納付)

第16条 知事は、やむを得ない事情があると認めるときは、借受者が滞納した償還金を分割して納付させることができる。

広島市債権管理事務取扱規則

(趣旨)

第1条 この規則は、債権の管理の適正を期するため、その管理に関する事務の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1)「債権」とは、金銭の給付を目的とする市の権利をいう。
 - (2)「債権の管理に関する事務」とは、債権について、債権者として行うべき保全、取立て、内容の変更及び消滅に関する事務のうち、次に掲げるもの以外のものをいう。
 - ア 弁済の受領に関する事務
 - イ 金銭若しくは有価証券又は動産の保管に関する事務
- (以下略)

(適用除外)

第3条 この規則は、次の各号に掲げる債権については、適用しない。

- (1) 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第240条第4項各号に掲げる債権
- (2) 法第231条の3第3項又は他の法令の規定に基づき地方税・国税の滞納処分の例により滞納処分することができる債権
- (3) 法令、条例若しくは規則又は契約の定めるところにより、債権金額の全部がその発生と同時に消滅する債権

第4条～第8条略

(事務処理の原則)

第9条 債権の管理に関する事務は、法令又は条例等の定めるところに従い、債権の発生原因及び内容に応じて、財政上もつとも市の利益に適合するよう処理しなければならない。

(管理上の注意)

第10条 課長は、常に、債務者の財産状況、提供担保の状況その他その管理に属する債権の管理上必要な事項について注意しなければならない。

(履行の請求)

第11条 課長は、債権が発生し、又は市に帰属したときは、遅滞なく債務者に対し、履行を請求するための必要な手続をとらなければならない。

(督促)

第12条 課長は、その管理に属する債権について、履行期限までに履行しない者があるときは、履行期限後20日以内に督促しなければならない。

- 2 課長は、前項の督促を行なうときは、債務者の住所及び氏名又は名称、遅滞に係る金額、納入期限その他督促に関し必要な事項を明らかにした督促状を債務者に発しなければならない。
- 3 前項の督促状に指定すべき納入期限は、その発付の日から10日以内とする。

(保証人に対する請求の手続)

第13条 課長は、保証人の保証がある債権について、保証人に対する履行を請求する場合は、債務者の住所及び氏名又は名称、履行すべき金額、当該履行を請求する理由、弁済の充当の順序その他履行の請求に必要な事項を記載した納入通知書を保証人に送付しなければならない。

(強制執行等)

第14条 課長は、その管理に属する債権について、督促をしたのち相当の期間を経過しても、なお履行されないときは、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第171条の2の規定により強制執行等を行なうための必要な措置をとらなければならない。ただし、令第171条の5の措置をとる場合又は令第171条の6の規定により履行期限を延長する場合その他特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

2 課長は、前項の規定にかかわらず、令第171条の2第3号に掲げる債権について、訴訟手続による履行の請求をすることが適当と認められ、かつ、課長においてその手続を行うことが困難であると認められるものについては、その手続を統括課長に依頼することができる。

3 課長は、前項の依頼をしようとするときは、あらかじめ統括課長に協議しなければならない。

(履行期限の繰上げ)

第15条 課長は、その管理に属する債権について、次に掲げる理由が生じたことを知ったときは、遅滞なく履行期限の繰上げの措置を行わなければならない。

- (1) 債務者が破産手続開始の決定を受けたこと。
- (2) 債務者が担保をき減し、又はこれを減少させたこと。
- (3) 債務者が担保を供する義務を負いながらこれを供しないこと。
- (4) 債務者である法人が解散したこと。
- (5) 債務者について、相続の開始があつた場合において、相続人が限定承認をしたこと又は財産分離の請求があつたこと。
- (6) 債務者について、相続財産法人が成立した場合において、相続人のあることが明らかにならなかつたこと。

(7) 債務者が契約に定める履行期限を繰り上げる旨の特約事項に該当すること。

- 2 前項の規定により履行期限を繰り上げようとする場合において、納入の通知をしていないときは履行期限を繰り上げる旨及びその理由を記載した納入通知書を、すでに納入の通知をしているときは履行期限を繰り上げる旨及びその理由を記載した文書を債務者に送付しなければならない。

(債権の申出)

第16条 課長は、その管理に属する債権について、次に掲げる理由が生じたことを知った場合において、法令の規定により市が債権者として配当の要求その他債権の申出をすることができるときは、そのための措置を行わなければならない。

- (1) 債務者が強制執行を受けたこと。
- (2) 債務者が租税その他の公課について、滞納処分を受けたこと。
- (3) 債務者の財産について、競売の開始があつたこと。
- (4) 債務者が破産手続開始の決定を受けたこと。
- (5) 債務者の財産について、企業担保権の実行手続の開始があつたこと。
- (6) 債務者である法人が解散したこと。
- (7) 債務者について、相続の開始があつた場合において、相続人が限定承認をしたこと若しくは財産分離の請求があつたこと又は相続人のあることが明らかでないまま相続財産の清算の開始があつたこと。
- (8) 債務者である会社について、会社更生手続の開始決定があつたこと。
- (9) 債務者について、再生手続の開始決定があつたこと。
- (10) 第4号から前号までに掲げる理由のほか、債務者の総財産についての清算が開始されたこと。

(保全措置)

第17条 課長は、その管理に属する債権を保全するため、法令、条例若しくは規則又は契約の定めるところに従い、債務者に対し、担保の提供若しくは保証人の保証を求め、又は必要に応じ増担保の提供若しくは保証人の変更その他担保の変更を求めなければならない。

- 2 課長は、その管理に属する債権を保全するため必要があるときは、

仮差押又は仮処分をするために必要な手続等の措置をとらなければならない。

- 3 課長は、その管理に属する債権を保全するため必要がある場合において、法令の規定により市が債権者として債務者に属する権利を行なうことができるときは、債務者に代位して当該権利を行なうために必要な措置をとらなければならない。
- 4 課長は、その管理に属する債権について、債務者が市の利益を害する行為をしたことを知った場合において、法令の規定により市が債権者として当該行為の取消しを求めることができるときは、遅滞なくその取消しを裁判所に請求するために必要な措置をとらなければならない。
- 5 課長は、その管理に属する債権が時効によつて消滅することとなるおそれがあるときは、時効を中断するために必要な措置をとらなければならない。

(担保の種類)

第18条 前条第1項の規定により担保の提供を求める場合において、法令、条例若しくは規則又は契約の担保の種類について別段の定めがないときは、次に掲げる担保の提供を求めなければならない。ただし、当該担保の提供を求めることができないことについてやむを得ない事情があると認められる場合においては、他の担保の提供を求めることができる。

- (1) 国債及び地方債
- (2) 市長が確実と認める社債その他の有価証券
- (3) 土地並びに保険に付した建物、立木、船舶、航空機、自動車及び建設機械
- (4) 鉄道財団、工場財団、鉱業財団、軌道財団、運河財団、漁業財団、港湾運送事業財団及び道路交通事業財団
- (5) 保証人の保証

(保証人の資格)

第19条 債権を保全するため保証人をたてさせる場合は、その保証人は、次に掲げる資格を有する連帯保証人でなければならない。

- (1) 市内に住所(法人にあつては主たる事務所)を有すること。
- (2) 年額60万円以上の所得を有し、又は公簿価額30万円以上の土地若しくは建物を有すること。

(担保の価値)

第20条 第18条に規定する担保の価値は、次に掲げるところによる。

- (1) 国債及び地方債 額面金額(証券に表示された発行価額が額面金額以下であるときは、その発行価額)
- (2) 市長が确实と認める社債その他の有価証券
 - ア 市長が确实と認める社債、特別の法律により法人の発行する債券及び貸付信託の受益証券 額面金額又は登録金額(発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額)の100分の80に相当する金額
 - イ 金融商品取引所(金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第16項に規定する金融商品取引所をいう。)に上場されている株券、出資証券及び投資信託の受益証券 時価の100分の80以内において、市長が決定する価額
 - ウ 金融機関(出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和29年法律第195号)第3条に規定する金融機関をいう。)の引受け、保証又は裏書のある手形 手形金額(その手形の満期の日が当該担保を付することとなつている債権の履行期限後であるときは、当該履行期限の翌日から手形の満期の日までの期間に応じ、当該手形金額を一般金融市場における手形の割引率により割り引いた金額)
- (3) 土地並びに保険に付した建物、立木、船舶、航空機、自動車及び建設機械 時価の100分の80以内において、市長が決定する価額
- (4) 鉄道財団、工場財団、鉱業財団、軌道財団、運河財団、漁業財団、港湾運送事業財団及び道路交通事業財団 時価の100分の80以内において、市長が決定する価額
- (5) 前各号に掲げる担保以外の担保 市長が決定する金額

(担保の提供の手続等)

第21条 課長は、債務者から担保を提供させようとするときは、次に掲げるところにより措置しなければならない。

- (1) 有価証券を担保として提供させようとするときは、これを供託所に供託させ、供託書正本を提出させること。ただし、登録国債については、その登録を受けさせ、その登録済通知書を提出させることとし、振替株式等(社債、株式等の振替に関する法律(平

成13年法律第75号)第2条第1項に掲げる社債等で同条第2項に規定する振替機関が取り扱うものをいう。以下この号において同じ。)については、振替株式等の種類に応じ、当該振替株式等に係る振替口座簿の課長の口座の質権欄に増加又は増額の記載又は記録をするための振替の申請をさせること。

- (2)土地、建物その他の抵当権の目的となることができる財産を担保として提供させようとするときは、当該財産についての抵当権の設定の登記原因又は登録原因を証明する書面及びその登記又は登録についての承諾書を提出させること。
- (3)前号の書面の提出を受けたときは、遅滞なくこれらの書面を添えて抵当権の設定の登記又は登録を登記所又は登録機関に囑託すること。
- (4)動産で有価証券又は第2号に規定するもの以外のものを担保として提供させようとするときは、物品出納員(物品分任出納員を含む。)又は区物品出納員(区物品分任出納員を含む。)に提出させること。
- (5)指名債権を担保として提供させようとするときは、民法(明治29年法律第89号)第364条の措置をとらしたのちその指名債権の証書及び第三債務者の承諾を証明する書類を提出させること。
- (6)前各号に規定するもの以外のものについての担保の提供の手続及び担保権の設定の登記又は登録については、前各号の例によつて行うこと。

(担保物及び証拠物件等の保管)

第22条 課長は、市が債権者として占有すべき金銭以外の担保物(債務者に属する権利を代位して行なうことにより受領する物を含む。)及びもつぱら債権又は債権の担保に係る事項の立証に供すべき書類その他の物件を善良な管理者の注意をもつて整理し、かつ、保管しなければならない。

- 2 前項の場合において、有価証券の取扱いについては、広島市会計規則(昭和43年広島市規則第23号)第120条から第129条まで、広島市安芸市民病院事業財務会計規則(平成26年広島市規則第62号)第79条から第81条まで又は広島市下水道事業財務会計規則(昭和60年広島市規則第76号)第45条から第48条までに定めるところによる。

(徴収停止)

第23条 課長は、その管理に属する債権について、徴収停止を行なうときは、債務者の住所及び氏名又は名称、債権の金額及び種類並びに理由を記載した文書により、その措置をとらなければならない。

2 課長は、前項の措置をとつたのち、当該措置にかかる債権が令第171条の5各号のいずれにも該当しなくなつたときは、直ちに、その措置を取りやめなければならない。

(履行延期の特約等)

第24条 課長は、その管理に属する債権について、履行期限を延長する特約又は処分(以下「履行延期の特約等」という。)を行なうときは、次に掲げる事項を記載した申請書を債務者から提出させなければならない。

- (1) 債務者の住所及び氏名又は名称
- (2) 債権金額
- (3) 債権の発生原因
- (4) 履行期限の延長を必要とする理由
- (5) 延長に係る履行期限
- (6) 履行期限の延長に伴う担保及び利息に関する事項
- (7) 履行延期の特約等に付する条件及び債権に関する契約等の内容に掲げる事項を承諾すること。
- (8) その他市長が定める事項

2 課長は、前項による申請書を受け付けたときは、その内容を審査し、履行延期の特約等をするのが債権の管理上必要であると認めるときは、必要な措置をとらなければならない。

3 課長は、履行延期の特約等をする場合には、契約書又は履行延期を承認する旨の文書により、これを行なうものとする。この場合において、当該文書には、必要に応じ指定する期限までに、担保の提供、債務名義の取得のために必要な行為又は債務証書の提出がなかつたときは、その承認を取り消すことがある旨を付記しなければならない。

(履行延期の特約等に付する条件)

第25条 履行延期の特約等をする場合には、次に掲げる趣旨の条件を付するものとする。

- (1) 当該債権の保全上必要があるときは、債務者又は保証人に対し、その業務又は資産の状況に関して質問し、帳簿書類その他の物件を調

査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めること。

(2) 次の場合には、当該債権の全部又は一部について、当該延長に係る履行期限を繰り上げることができること。

ア 債務者が市の不利益にその財産を損傷し、若しくは処分したとき、若しくはこれらのおそれがあると認められるとき、又は虚偽に債務を負担する行為をしたとき。

イ 当該債権の金額を分割して履行期限を延長する場合において、債務者が分割された弁済金額についての履行を怠つたとき。

ウ 第16条各号の一に掲げる理由が生じたとき。

エ 債務者が第1号の条件その他の当該履行延期の特約等に付された条件に従わないとき。

オ その他債務者の資力の状況その他の事情の変化により、当該延長に係る履行期限によることが不相当となつたと認められるとき。

(3) その他必要な事項

(履行期限を延長する期間)

第26条 課長は、履行延期の特約等をする場合には、履行期限(履行期限後に履行延期の特約等をする場合には、当該履行延期の特約等をする日)から5年以内において、その延長に係る履行期限を定めなければならない。ただし、履行延期の特約等をする目的を十分に達することができないときその他特別の事情があるときは、5年をこえて定めることができる。

(履行延期の特約等に係る措置)

第27条 履行延期の特約等をする場合には、担保を提供させ、かつ、債権金額につき年10.95パーセントの割合で、当初の履行期限の翌日(当初の履行期限後に履行延期の特約等をした場合にあつては、履行延期の特約等をした日)からこれを納入した日までの日数によつて計算した金額に相当する利息(以下「延期利息」という。)を付するものとする。

2 前項の規定により延期利息の額を計算する場合において、その額に100円未満の端数が生じるときは、その端数金額を切り捨てる。

3 第1項の規定にかかわらず、次に掲げる場合は、担保の提供を免除することができる。

(1) 債務者から担保を提供させることが、債務者の生活の維持又は事業の遂行を阻害する等公益上著しい支障を及ぼすこととなるおそれがある場合

- (2) 同一債務者に対する債権金額の合計額が5万円未満である場合
 - (3) 履行延期の特約等をする債権が債務者の故意又は重大な過失によらない不当利得による返還金に係るものである場合
 - (4) 担保として提供すべき適当な物件がなく、かつ、保証人となるべき者がいない場合
- 4 第1項の規定にかかわらず、次に掲げる場合は、延期利息を付さないことができる。
- (1) 履行延期の特約等をする債権が、令第171条の6第1項第1号に規定する債権に該当する場合
 - (2) 履行延期の特約等をする債権が、貸付金に係る債権その他の債権で既に利息を付することとなつていものである場合
 - (3) 履行延期の特約等をする債権が、利息、延滞金その他法令又は契約の定めるところにより、一定期間に応じて付する加算金に係る債権である場合
 - (4) 履行延期の特約等をする債権の金額が、2,000円未満である場合
 - (5) 延期利息を付することとして計算した場合において、当該延期利息の額の合計額が、1,000円未満となる場合
 - (6) 前各号に定める場合のほか、履行延期の特約等をする債権について、延期利息を付することを要しないと市長が認める場合

(債務名義の措置)

- 第28条 課長は、履行延期の特約等(債務名義のある債権を除く。)をする場合には、当該債権について債務名義を取得するため必要な措置をとらなければならない。
- 2 課長は、前項の規定により、履行延期の特約等をする債権について債務名義を取得する場合には、債務者に対し債務名義を取得するためなすべき必要な行為及びその期限を指定して通知しなければならない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、次に掲げる場合は、当該債権について債務名義を取得することを要しないものとする。
- (1) 履行延期の特約等をする債権に確実な担保が付されている場合
 - (2) 前条第3項第2号及び第3号に該当する場合
 - (3) 強制執行をすることが、債務者の生活の維持又は事業の遂行を阻害する等公益上著しい支障を及ぼすこととなるおそれがある場合
- 4 課長は、前項各号に掲げる場合のほか、債務者が無資力であることにより債務名義を取得するために要する費用を支弁することができないと認める場合においては、その債務者が当該費用及び債権金額をあわ

せて支払うことができることとなるまで債務名義を取得するために必要な措置をとらないことができる。

- 5 課長は、第3項の規定により、当該債権について債務名義を取得しない場合においては、当該債権につきその存在を証明する書類が存在する場合を除き、期限を指定して債務者をして履行延期の特約等をした債務証書を提出させなければならない。

(延期担保の種類、提供の手続等)

第29条 第18条から第22条までの規定は、第27条第1項の規定により担保を提供させようとする場合について準用する。

- 2 課長は、既に担保の付されている債権について履行延期の特約等をする場合において、その担保が当該債権を担保するのに十分であると認められないときは、増担保の提供又は保証人の変更その他担保の変更を求めなければならない。

- 3 課長は、履行延期の特約等をする債権で第27条第1項の規定により担保を提供させることになっているものについて、その履行延期の特約等をするときまでに債務者が担保を提供することが著しく困難であると認められるときは、期限を指定して、その履行延期の特約等をしたのちにおいて提供させることができる。

(履行延期の特約等の取消しの措置)

第30条 課長は、履行延期の特約等をした債権について、債務者の責めに帰すべき理由により、担保の提供、債務名義の取得のために必要な行為又は債務証書の提出が所定の期限までになかつたときは、直ちに、履行延期の特約等の解除又は取消しの措置をとらなければならない。

(免除)

第31条 課長は、その管理に属する債権について、令第171条の7の規定に基づき免除を行なうときは、次に掲げる事項を記載した申請書を当該債務者から提出させなければならない。

(1)債務者の住所及び氏名又は名称

(2)債権の種類

(3)免除を受けようとする金額

(4)免除を受けようとする理由

- 2 課長は、前項の規定による申請書を提出させようとするときは、当該債務者にその理由を証明する書類を添付させ、又は必要な調査を

受けることを承諾させなければならない。

- 3 課長は、第1項に規定する申請書を受け付けたときにおいて、当該債権を免除することがその管理上やむを得ないと認められるときは、必要な措置をとらなければならない。
- 4 課長は、債権の免除を行なうときは、免除する金額、免除の日付及び条件等を明らかにした文書を債務者に送付しなければならない。

(備付帳票)

第32条 課長は、その管理に属する債権を管理し、その状況を明らかにするために必要な帳票を備え、債権が発生し、又は帰属したときは、直ちに、必要な事項を記載しなければならない。

- 2 前項の帳票は、次の各号に掲げる事項のうち、当該債権の管理上必要と認められる事項を記載することができるものでなければならない。
 - (1)債務者の住所及び氏名又は名称
 - (2)債権の種類
 - (3)債権の金額
 - (4)履行期限その他履行方法に関する事項
 - (5)利率その他利息に関する事項
 - (6)債権の履行の状況に関する事項
 - (7)損害賠償金等に関する事項
 - (8)担保(保証人の保証を含む。)に関する事項
 - (9)債務者の資産又は業務の状況に関する事項
 - (10)解除条件に関する事項
 - (11)その他債権を管理するために必要な事項
- 3 課長は、その管理に属する債権について、債務の弁済(相殺及び充当を含む。)、消滅時効の完成その他の理由により債権が消滅したとき、又は次の各号に掲げる事務を行なったときは、直ちに、第1項に規定する帳票に必要な事項を記載しなければならない。
 - (1)納入の通知
 - (2)督促状発付
 - (3)強制執行等
 - (4)債権の申出
 - (5)履行延期の特約等
 - (6)徴収停止
 - (7)免除
 - (8)その他

- 4 前項第3号から第6号までの事務について、その事務を取りやめたときは、すみやかに当該記載事項を抹消するものとする。

江戸川区の私債権の管理に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、江戸川区（以下「区」という。）の私債権の管理に関する事務の処理について一般的基準その他必要な事項を定めることにより、区の私債権の管理の適正を期することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「区の私債権」とは、金銭の給付を目的とする区の権利のうち、私法上の原因に基づいて発生する債権をいう。

- 2 この条例において「私債権の管理に関する事務」とは、区の私債権について、債権者として行うべき保全、徴収、内容の変更及び消滅に関する事務をいう。

(他の条例との関係)

第3条 区の私債権の管理に関する事務の処理については、他の条例又はこれに基づく規則に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

(区長の責務)

第4条 区長は、法令又は条例若しくはこれに基づく規則の定めに従い、区の私債権の徴収に努めなければならない。

(台帳の整備)

第5条 区長は、区の私債権を適正に管理するために台帳を整備するものとし、その内容については、区長が別に定める。

(督促)

第6条 区長は、区の私債権について、履行期限までに履行しない者があるときは、期限を指定してこれを督促しなければならない。

(強制執行等)

第7条 区長は、区の私債権について、前条の督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。ただし、第十一条の措置をとる場合又は第十二条の規定により履行期限を延長する場合その他特別

の事情があると認める場合は、この限りでない。

- 一 担保の付されている区の私債権（保証人の保証がある区の私債権を含む。）については、当該債権の内容に従い、その担保を処分し、若しくは競売その他の担保権の実行の手続きをとり、又は保証人に対して履行を請求すること。
- 二 債務名義のある区の私債権（次号の措置により債務名義を取得した区の私債権を含む。）については、強制執行の手続きをとること。
- 三 前二号に該当しない区の私債権（第一号に該当する区の私債権で同号の措置をとってもなお履行されないものを含む。）については、訴訟手続（非訟事件の手続きを含む。）により履行を請求すること。

（専決処分）

第8条 訴訟手続等により履行を請求する場合において、その目的の価額が五百万円以下のものについては、訴えの提起、和解及び損害賠償額の決定に関する区長の専決処分について（平成十六年三月十七日付け江戸川区議会議決）により処理することができる。

- 2 前項の規定により専決処分をしたときは、区長は、これを議会に報告しなければならない。

（履行期限の繰上げ）

第9条 区長は、区の私債権について履行期限を繰り上げることができる理由が生じたときは、遅滞なく、債務者に対し、履行期限を繰り上げる旨の通知をしなければならない。ただし、第十二条第一項各号のいずれかに該当する場合その他特に支障があると認める場合は、この限りでない。

（債権の申出等）

第10条 区長は、区の私債権について、債務者が強制執行又は破産手続開始の決定を受けたこと等を知った場合において、法令の規定により区が債権者として配当の要求その他債権の申出をすることができるときは、直ちにそのための措置をとらなければならない。

- 2 前項に規定するもののほか、区長は、区の私債権を保全するため必要があると認めるときは、債務者に対し、担保の提供（保証人の保証を含む。）を求め、又は仮差押え若しくは仮処分の手続きをとる等必要な措置をとらなければならない。

（徴収停止）

第11条 区長は、区の私債権で履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていないものについて、次の各号のいずれかに該当し、これを履行させることが著しく

困難又は不適當であると認めるときは、以後その保全及び取立てをしないことができる。

- 一 法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなく、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるとき。
- 二 債務者の所在が不明であり、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるときその他これに類するとき。
- 三 債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき。

(履行延期の特約)

第12条 区長は、区の私債権について、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その履行期限を延長する特約をすることができる。この場合において、当該債権の金額を適宜分割して履行期限を定めることを妨げない。

- 一 債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき。
 - 二 債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるとき。
 - 三 債務者について災害、盗難その他の事故が生じたことにより、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であるため、履行期限を延長することがやむを得ないと認められるとき。
 - 四 損害賠償金又は不当利得による返還金に係る区の私債権について、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、弁済につき特に誠意を有すると認められるとき。
 - 五 貸付金に係る区の私債権について、債務者が当該貸付金の使途に従って第三者に貸付けを行った場合において、当該第三者に対する貸付金に関し、第一号から第三号までのいずれかに該当する理由があることその他特別の事情により、当該第三者に対する貸付金の回収が著しく困難であるため、当該債務者がその債務の全部を一時に履行することが困難であるとき。
- 2 区長は、履行期限後においても、前項の規定により履行期限を延長する特約をすることができる。この場合においては、既に発生した履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金（以下「損害賠償金等」という。）に係る区の私債権は、徴収すべきものとする。

(免除)

第13条 区長は、前条の規定により債務者が無資力又はこれに近い状態にあるため履行延期の特約をした区の私債権について、当初の履行期限（当初の履行期限後に履行延

期の特約をした場合は、最初に履行延期の特約をした日) から十年を経過した後に
おいて、なお、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することが
できる見込みがないと認められるときは、当該債権及びこれに係る損害賠償金等を
免除することができる。

- 2 前項の規定は、前条第一項第五号に掲げる理由により履行延期の特約をした貸付
金に係る区の私債権で、同号に規定する第三者が無資力又はこれに近い状態にある
ことに基づいて当該履行延期の特約をしたものについて準用する。この場合におけ
る免除については、債務者が当該第三者に対する貸付金について免除することを条
件としなければならない。

(放棄)

第14条 区長は、区の私債権について、次の各号のいずれかに該当する場合においては、
当該債権及びこれに係る損害賠償金等を放棄することができる。

- 一 債務者が著しい生活困窮状態（生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）
の適用を受け、又はこれに準じる状態をいう。）にあり、資力の回復が困難で
あると認められるとき。
 - 二 破産法（平成十六年法律第七十五号）第二百五十三条第一項その他の法令の
規定により債務者が当該債権につきその責任を免れたとき。
 - 三 当該債権について消滅時効が完成したとき（債務者が時効の援用をしない特
別の理由がある場合を除く。）。
 - 四 第七条の規定により強制執行等の手続をとっても、なお完全に履行されない
当該債権について、強制執行等の手続が終了したときにおいて債務者が無資力
又はこれに近い状態にあり、弁済する見込みがないと認められるとき。
 - 五 第十一条により徴収停止の措置をとった当該債権について、徴収停止の措置
をとった日から相当の期間を経過した後においても、なお債務者が無資力又は
これに近い状態にあり、弁済する見込みがないと認められるとき。
- 2 区長は、前項の規定により区の私債権を放棄したときは、これを議会に報告しな
ければならない。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

江戸川区の私債権の管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、江戸川区の私債権の管理に関する条例（平成十八年三月江戸川区条

例第十三号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(台帳)

第2条 部長（江戸川区組織条例（昭和四十年一月江戸川区条例第一号）第一条に規定する部の長及び教育委員会教育長をいう。）は、条例第五条の規定により台帳を整備するものとする。

- 2 前項の台帳に記載する事項は、次に掲げるものとする。
 - 一 私債権の名称
 - 二 債務者の氏名及び住所
 - 三 私債権の額
 - 四 前三号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

(督促)

第3条 条例第六条に規定する督促は、原則として納期限経過後二十日以内に発するものとする。

- 2 前項の督促に指定すべき期限は、その発した日から十五日以内において定めるものとする。
- 3 第一項の督促は、原則として文書により行うものとする。

(督促後の期間)

第4条 条例第七条本文に規定する「督促をした後相当の期間」とは、一年を限度とする。

(徴収停止後の期間)

第5条 条例第十四条第一項第五号に規定する「徴収停止の措置をとった日から相当の期間」とは、一年以上とする。

(委任)

第6条 この規則の施行に関し必要な事項は、区長が定める。

参考判例

最判昭35.7.12

国有普通財産の払下を私法上の売買と解すべきことは原判決の説明するとおりであつて、右払下が売渡申請書の提出、これに対する払下許可の形式をとつているからといつて、右払下行為の法律上の性質に影響を及ぼすものではない。

名古屋地判昭59.12.26

行政処分的性質を付与する特段の法的制限が加えられていない限り、原則として、私法上の贈与に類するものであり、補助金決定は私法上の申込みに対する承諾と同視し得るから、行政処分に該当しないものと解するのが相当である。

最判昭59.12.13

公営住宅の使用関係には、公の営造物の利用関係として公法的な一面があることは否定しえないところであつて、入居者の募集は公募の方法によるべきこと（法一六条）、入居者は一定の条件を具備した者でなければならないこと（法一七条）、事業主体の長は入居者を一定の基準に従い公正な方法で選考すべきこと（法一八条）などが定められており、また、特定の者が公営住宅に入居するためには、事業主体の長から使用許可を受けなければならない旨定められているのであるが（条例三条）、他方、入居者が右使用許可を受けて事業主体と入居者との間に公営住宅の使用関係が設定されたのちにおいては、前示のような法及び条例による規制はあつても、事業主体と入居者との間の法律関係は、基本的には私人間の家屋賃貸借関係と異なるところはなく、このことは、法が賃貸（一条、二条）、家賃（一条、二条、一二条、一三条、一四條）等私法上の賃貸借関係に通常用いられる用語を使用して公営住宅の使用関係を律していることから明らかであるといわなければならない。したがつて、公営住宅の使用関係については、公営住宅法及びこれに基づく条例が特別法として民法及び借家法に優先して適用されるが、法及び条例に特別の定めがない限り、原則として一般法である民法及び借家法の適用があり、その契約関係を規律するについては、信託関係の法理の適用があるものと解すべきである。

最判昭46.11.30

国家賠償法に基づく普通地方公共団体に対する損害賠償請求権は私法上の金銭債権であつて、公法上の金銭債権でなく、したがつて、その消滅時効については、『法律に特別の定めがある場合』として民法第145条の規定が適用され、当事者が時効を援用しない以上、時効による消滅の判断をすることができないものと解すべきである。

かつては、自治法236条2項に規定する「法律に特別の定めがある場合」には、民法145条は含まれず、したがって、時効の援用及び放棄に関しては、公法上の金銭債権のみならず、私法上の金銭債権にも同条同項が適用されるとの取扱いであった（昭和38年12月19日自治庁行発93号）。しかし、自治省は、上記最高裁判決の趣旨に則り、従来の見解を変更した（昭和47年6月19日自治行46号）。

最判平17. 11. 21

公立病院において行われる診療は、私立病院において行われる診療と本質的な差異はなく、その診療に関する法律関係は本質上私法関係というべきであるから、公立病院の診療に関する債権の消滅時効期間は、地方自治法236条1項所定の5年ではなく、民法170条1号により3年と解すべきである。

以上と同旨の見解に基づき、本件の診療費等の債権のうち、その履行期から本件訴え提起時まで3年を経過したものについて、時効により消滅したとする原審の判断は、正当として是認することができる。

最判平16. 4. 23

地方公共団体が有する債権の管理について定める地方自治法240条、地方自治法施行令171条から171条の7までの規定によれば、客観的に存在する債権を理由もなく放置したり免除したりすることは許されず、原則として、地方公共団体の長にその行使又は不行使についての裁量はない。

最判平21. 4. 28

地方公共団体が有する債権の管理について定める法240条、地方自治法施行令171条から171条の7までの規定によれば、客観的に存在する債権を理由もなく放置したり免除したりすることは許されず、原則として、地方公共団体の長にその行使又は不行使についての裁量はない（最高裁平成12年（行ヒ）第246号同16年4月23日第二小法廷判決・民集58巻4号892頁参照）。・・・被上告人らによる不法行為の成立を認定するに足りる証拠資料の有無等につき本件訴訟に提出された証拠の内容、別件審決の存在・内容等を具体的に検討することなく、かつ、前記のような理由のほか不法行為に基づく損害賠償請求権の不行使を正当とするような事情が存在することについて首肯すべき説示をすることなく、同請求権の不行使が違法な怠る事実にあたらないとした原審の判断には、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反がある。

大阪高判昭44. 9. 29

地方公共団体の公の施設ないし公営事業は、公法的色彩を帯びる法規に服するけれども、その使用料ないし料金は、必ずしも常に公法上の性質を有するとは限らず、ことに地方公

共団体の水道事業の経営は、公共の福祉の増進を本来の目的としているが、他面、企業の経済性発揮の原則を維持し、独立採算制を建前としてその運営経費は事業収入に依存するものとし（地方公営企業法3条、17条の2第1項参照）、水道水の供給とその料金の支払とは相互的対価関係に立つものであり、その限りにおいて私法上の双務契約と性質を異にするものではなく、また水道法15条1項は『水道事業者は需用者から給水契約の申込を受けたときは・・・・・・』と規定して、水道事業者と需用者の関係が対等の立場に立つ契約関係をあらわす文言を使用していることなどから考えると、地方公共団体の水道事業における水道水の供給による水道料金債権は、その性質が私法上の債権であって民法の適用をうけるものと解すべきである。

近年、**東京高裁平13.5.22**がこれと同様の判断を示したうえ、水道供給契約によって供給される水は、民法173条の「生産者、卸売商人及び小売商人が売却した産物又は商品に含まれるものというべきであるから、結局、本件水道料金債権についての消滅時効期間は、民法173条所定の2年間と解すべきこととなると判示したところ、水道事業者は、最高裁に上告受理の申立をしたが、最高裁は上告を受理せず（**最決平15.10.10**）、上記東京高裁が確定した。

最判昭52.3.15は、国立大学の学生の在学関係につき司法審査が及ぶか否かが争点となった事件であるが、「大学は、国立であると私立であるとを問わず、学生の教育と学術の研究を目的とする教育研究施設であって」として国立であると私立であると在学関係に差異はないとの前提に立って司法審査が及ぶか否かを判断している。大学の在学関係については、**最判平18.11.27**が、大学設置者と学生の間には、大学設置者が学生に対して、大学の目的に適った教育役務を提供するとともに、これに必要な教育施設等を利用させる義務を負い、他方、学生が大学設置者に対して、これらに対する対価を支払う義務を負うことを中核的な要素とする在学契約が成立している旨判示している。上記判例は大学についてのものであり、かつ、授業料について判示したものではないが、上記判例からすると、国立大学の授業料は、教育役務の提供に対する対価と考えられ、契約によって発生する私債権であると解される。

最判昭43.6.27

金銭の給付を目的とする国の権利についての消滅時効の中断に関しては、適用すべき他の法律の規定のないときは民法の規定を準用すべきものとする会計法三一条が、国税徴収権について適用あることはいうまでもない。されば、その徴収につき旧国税徴収法（明治三〇年法律第二一号）の適用される本件において、徴税機関が未納税額につき納付を催告し、その後六箇月内に差押等の手段をとつたときは、民法一五三条の準用により、時効の中断を認めざるをえない。